

**宜野湾市**  
**津波防災地域づくり推進計画**

令和4年3月

宜野湾市



---

**宜野湾市**  
**津波防災地域づくり推進計画**

～ 目 次 ～

第1章 計画の目的と位置づけ.....	1
1-1 計画の背景と目的.....	1
1-2 津波防災地域づくりの推進に関する法律の概要.....	3
第2章 現況整理.....	5
2-1 地域特性の整理.....	5
2-2 津波避難対策等の現状の整理.....	24
2-3 市の将来像の整理.....	37
第3章 津波避難の安全性の検証及び津波避難地区における課題整理.....	41
3-1 対象とする地震・津波の想定.....	41
3-2 避難対象地域及び避難者の想定.....	44
3-3 避難対象地域における一時待避所の収容可能人員.....	46
3-4 避難経路の状況.....	47
3-5 避難困難区域及び避難困難者の想定.....	48
3-6 課題の整理.....	63
第4章 津波防災地域づくりに関する基本的な方針.....	83
4-1 基本的な方針の設定.....	83
4-2 津波防災地域づくり施策の推進の考え方.....	87
第5章 計画の実現に向けた今後の進め方.....	89
5-1 今後の進め方.....	89
5-2 計画の見直しと更新.....	90





# 第1章 計画の目的と位置づけ

## 1-1 計画の背景と目的

本章では、本計画策定の背景と目的、計画の位置づけ、計画区域について整理する。

### (1) 計画策定の背景

宜野湾市津波防災地域づくり推進計画は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月法律第123号）」第10条第1項のとおり、国が定めた「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「指針」という。）」に基づき、宜野湾市津波防災地域づくりの総合ビジョンを示すものである。地域の実情に応じて、ハード施策・ソフト施策を総合的に組み合わせ、津波防災地域づくりの目指す姿を示す計画で、最大クラスの津波が発生した場合でも、市民の生命・財産・経済活動を守る、津波に強いまちづくりを行うことを目的としている。

### (2) 計画の位置づけ

津波防災地域づくりにおいては、地域の防災性の向上を図ることで地域の発展が見通せなくなるような事態が生じないように、市が総合的な視点から検討し、推進計画を作成する必要がある。

具体的には、住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりに関する方針と本計画は整合が図られたものである必要がある。このため、本計画の作成にあたっては、宜野湾市都市計画マスタープランとの調和を保つほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく宜野湾市地域防災計画等とも相互に整合性を図ることとする。

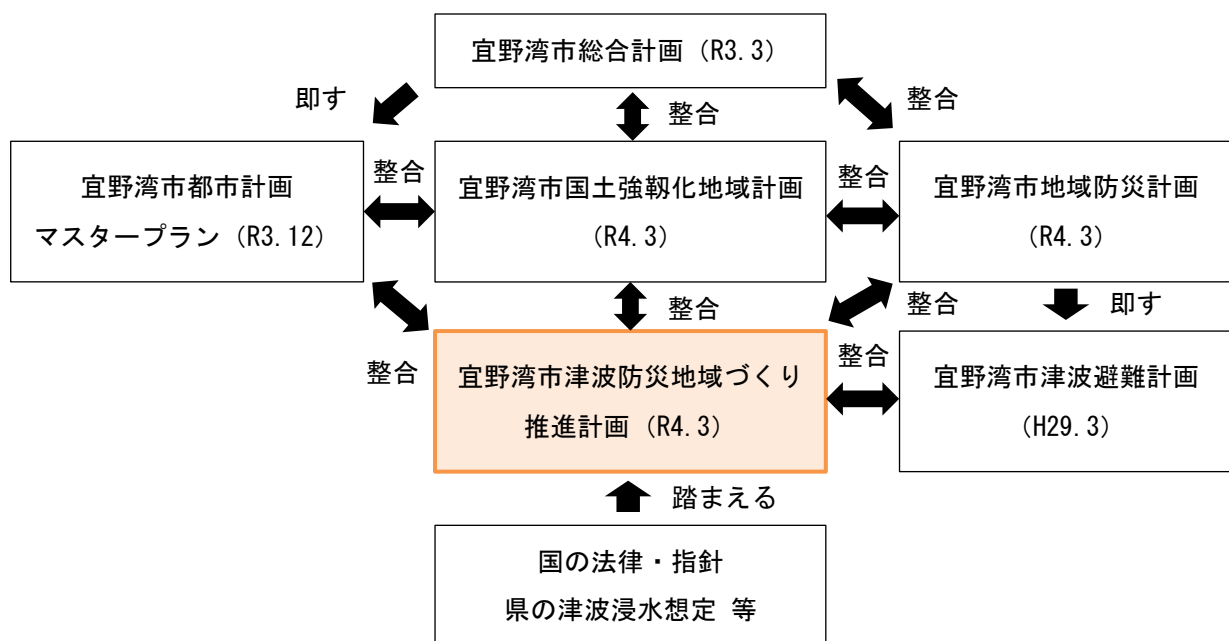


図 本計画と関連計画との位置づけ

### (3) 計画区域

沿岸部の地震・津波被害を減少させるためには、浸水想定区域に住んでいる人だけでなく、浸水想定区域外から通勤・通学している人などに対しても、広く普及・啓発する必要がある。また、津波からの避難環境の整備だけでなく、浸水想定区域外における幹線道路網を利用した被災地への救援活動や物資輸送、医療施設における災害医療活動などの施策についても考慮する必要がある。これらのことから「宜野湾市全域」を計画区域とする。

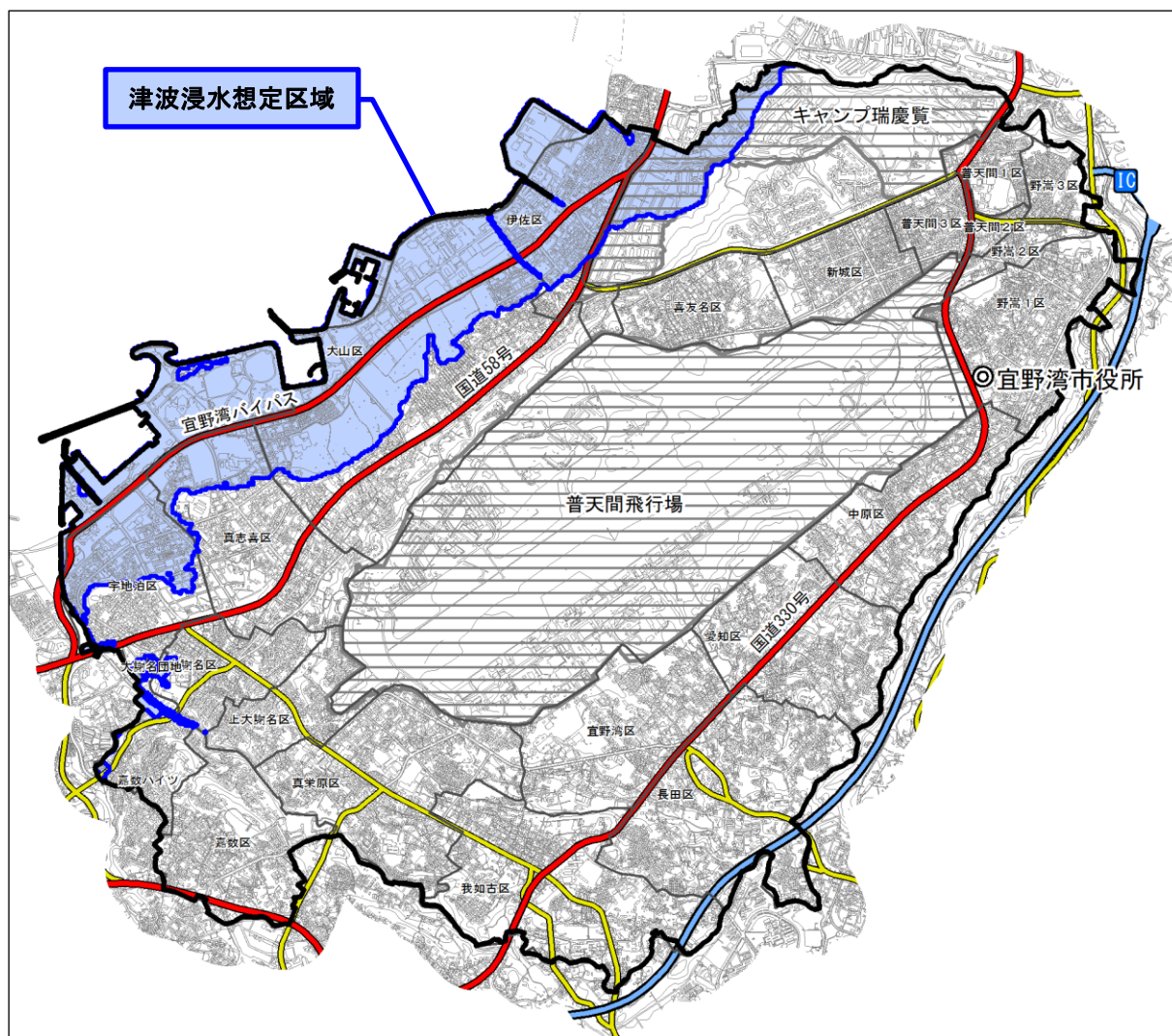


図 計画区域

## 1-2 津波防災地域づくりの推進に関する法律の概要

### (1) 基本的な考え方

平成23年3月11日、三陸沖を震源域として発生した Mw（モーメントマグニチュード）9.0の巨大地震は東日本各地域の沿岸域に大津波をもたらし、死者15,899名、行方不明者2,529名（2020年3月警察庁発表）という、未曾有の大災害となりました。一方、全国的には、南海トラフの地震など津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予想されているが、東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓である「低頻度大規模災害」にどう備えるかということを踏まえて、これまでの津波防災対策を真摯に見直し、真に津波災害に強い国土、地域づくりを進めることが求められている。

このことを受け、最大クラスの大津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行されている。

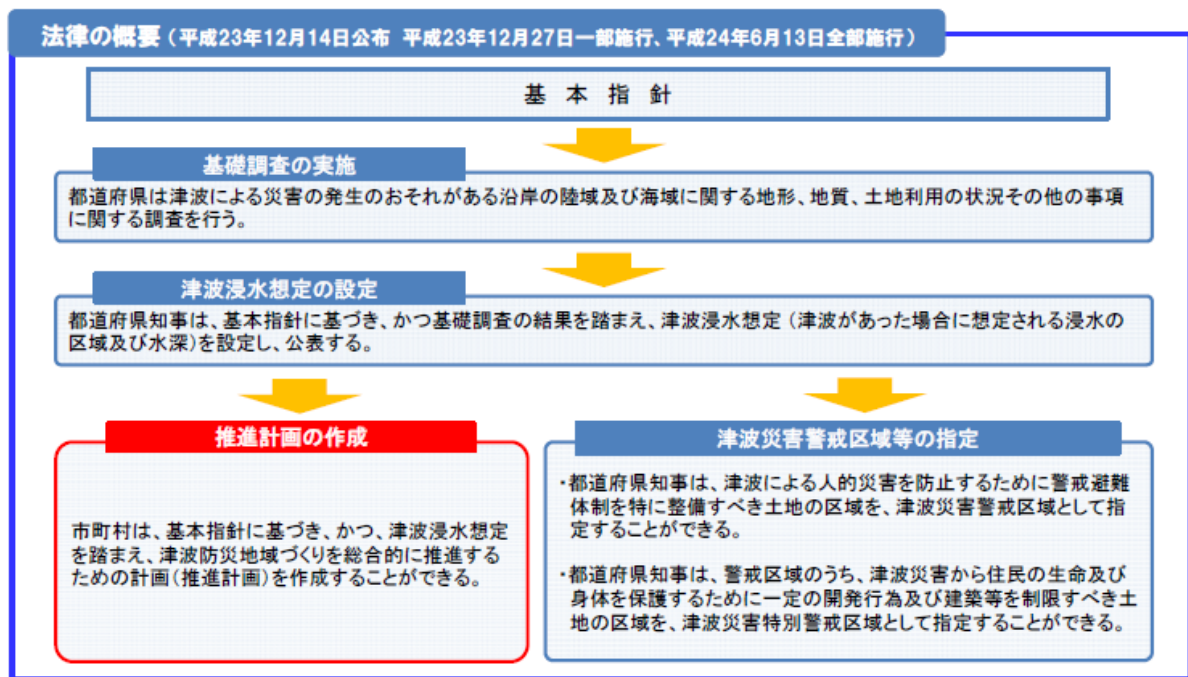


図 津波防災地域づくり法の全体概要



## 第2章 現況整理

### 2-1 地域特性の整理

津波による被害は、自然的条件によるもののほか、人口や建築物等の社会的条件によるものが複合的に発生すると予想される。本市における津波災害に対する地域特性を以下に整理する。

#### 2-1-1 自然的特性

##### (1) 位置・地勢

本市は、沖縄本島の中部西海岸、県都那覇市の北東約10kmに位置し、北には北谷町、北東には北中城村、東には中城村、南東には西原町、南に浦添市の5市町村と接している。

市の中央部に位置する普天間飛行場を取り囲むように国道58号、国道330号、県道81号線（宜野湾北中城線）、県道34号線（宜野湾西原線）が環状道路網を形成しており、さらに沖縄自動車道の北中城インターチェンジ、西原インターチェンジへも接続が容易な沖縄本島内各方面を結ぶ交通上の重要な地点に位置している。

地勢は比較的海岸線に出入りが少なく、珊瑚礁が発達しており、地形はおおむね平坦であるが、海岸線に対して国道58号以東は台地となっている。

市域は、東西6.1km、南北5.3kmとなっており、南から北にやや長方形をなしている。



図 位置図





## 2-1-2 人口・従業者等

### (1) 人口・世帯数

本市の人口は、昭和55年（62,549人）から令和2年（100,125人）にかけてみると一貫して増加傾向となっている。世帯数も増加傾向にあるが、一世帯あたりの人口は昭和55年の3.55人から令和2年は2.27人と減少傾向にある。

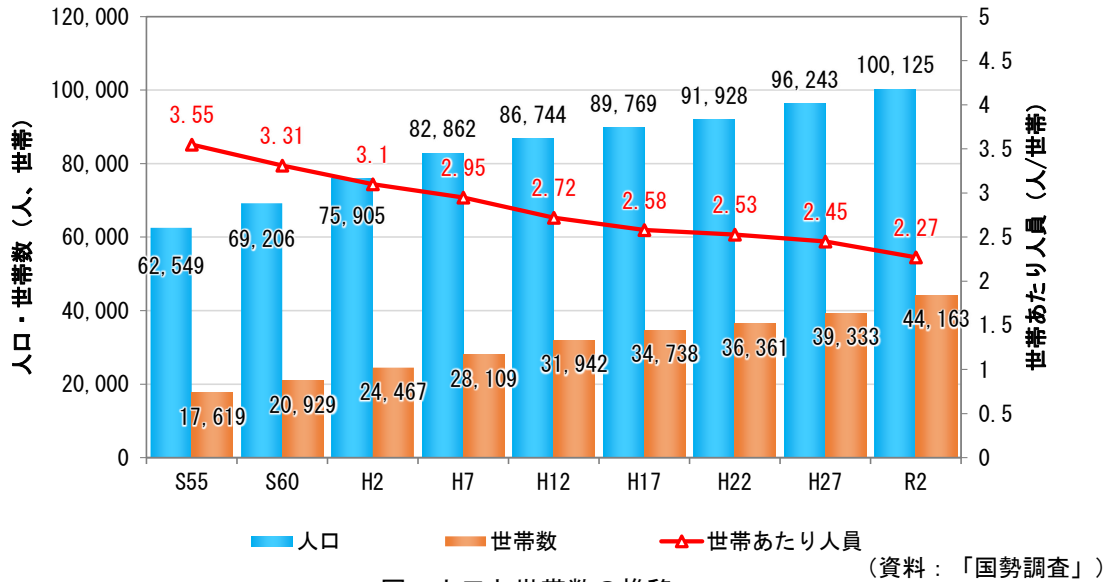


図 人口と世帯数の推移

### (2) 年齢構成別人口の推移

年齢構成別人口の割合では、津波からの避難等において配慮が必要となる65歳以上の老年人口の割合が増加傾向にあり、昭和55年の5.0%（3,104人）から令和2年では19.7%（18,925人）と大幅な増加となっている。

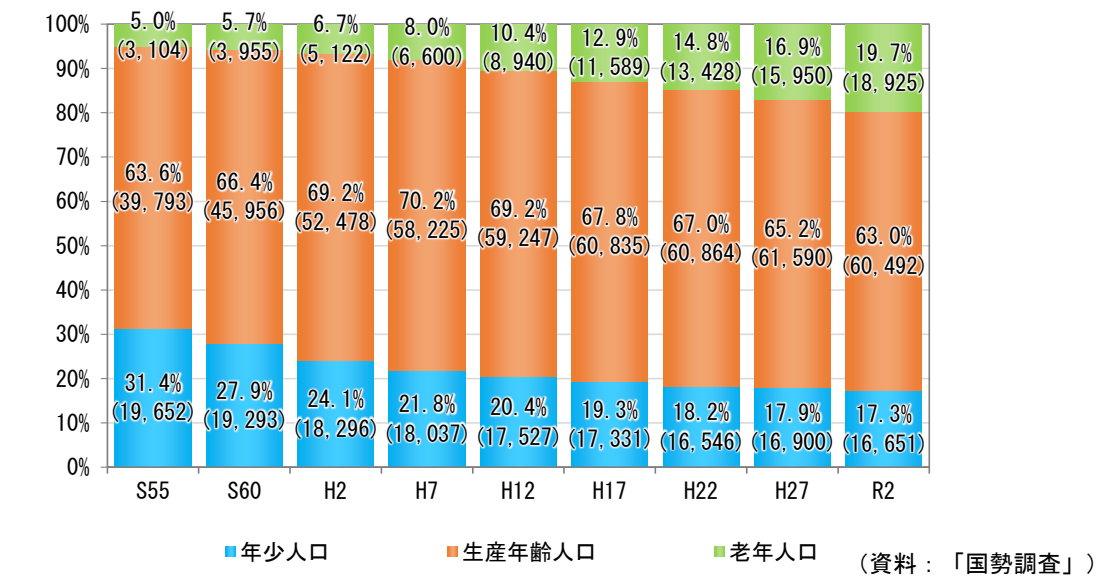
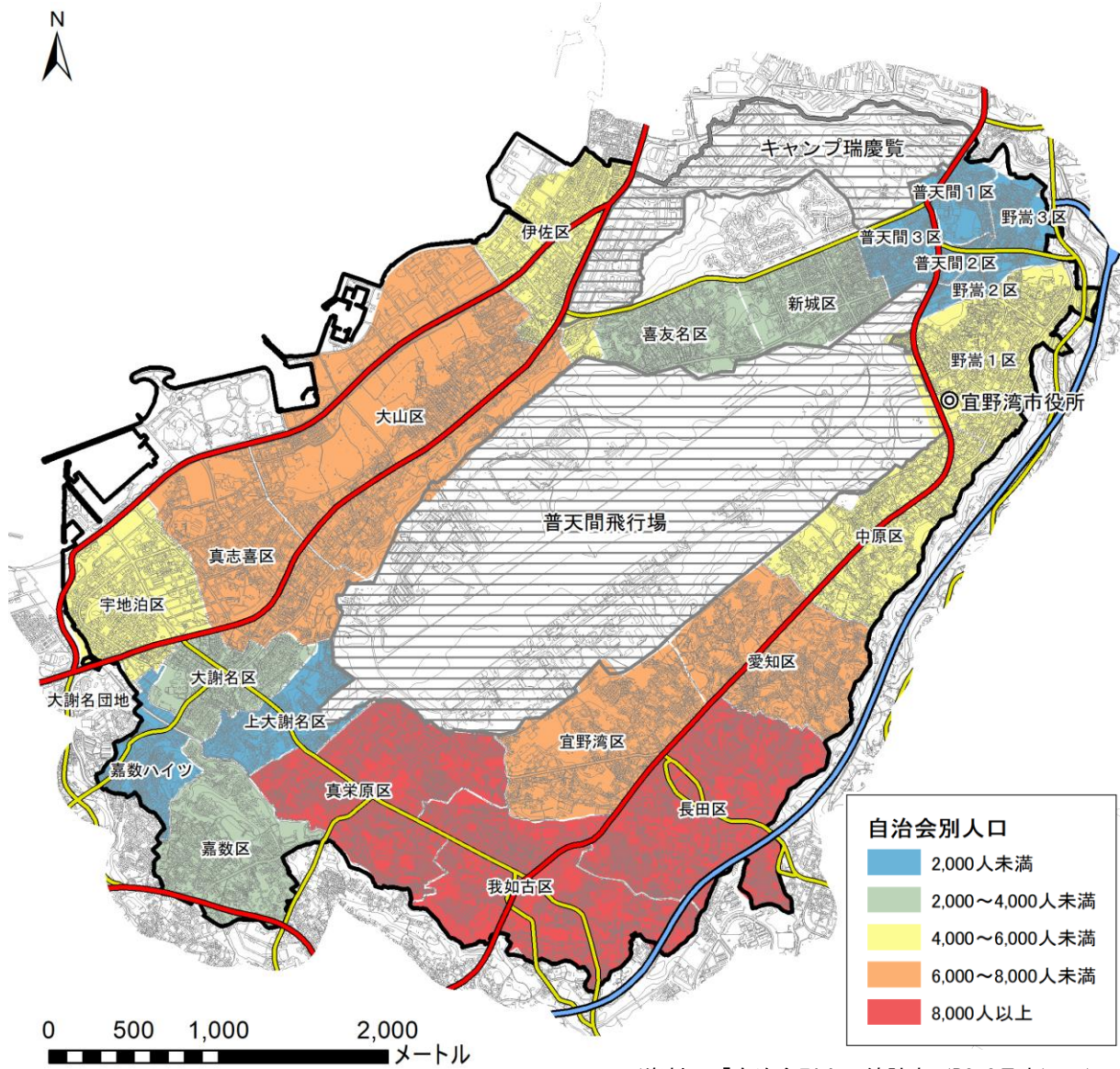


図 年齢構成別人口割合の推移





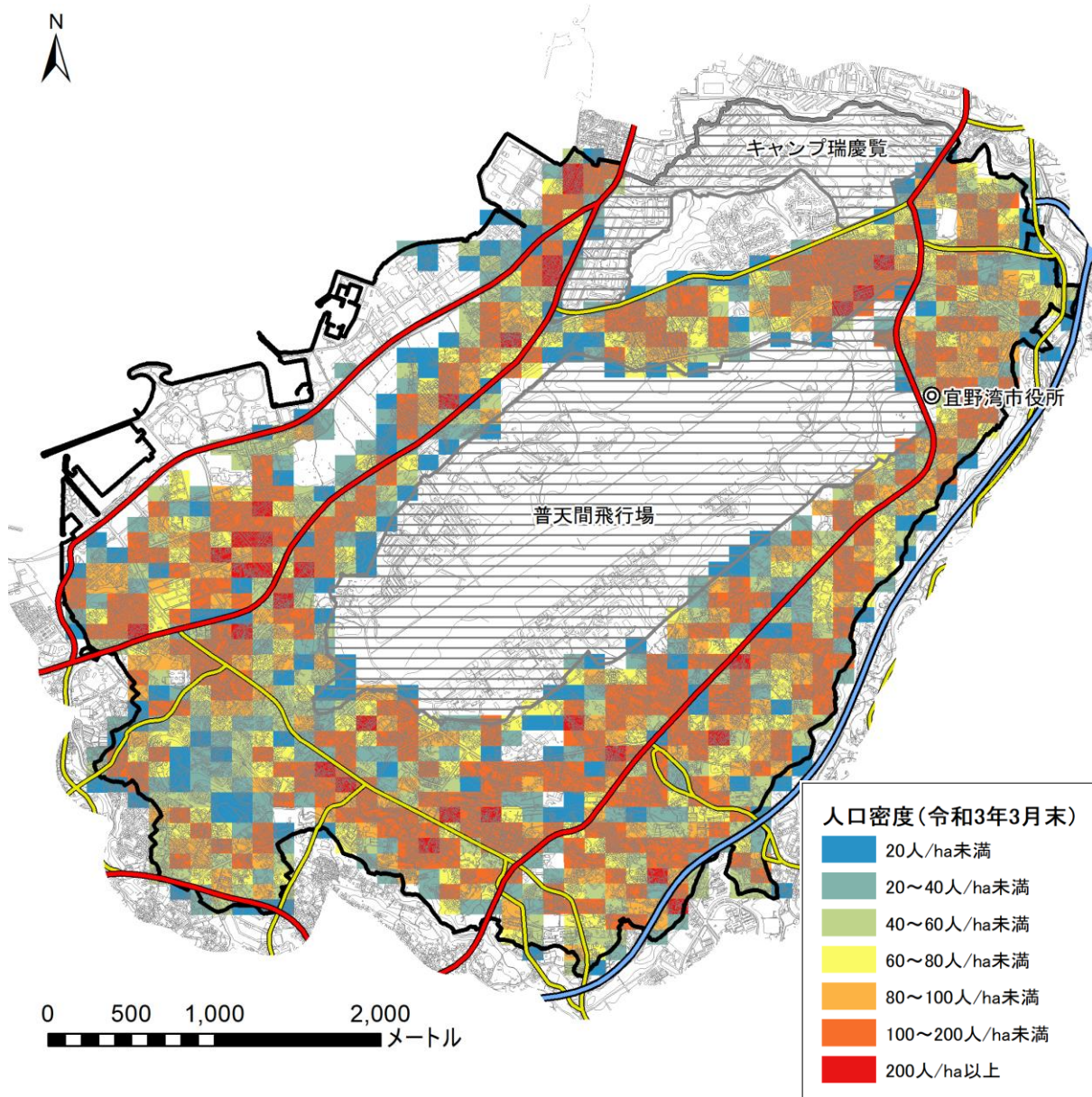
(資料：「自治会別人口統計表 (R3. 3月末)」)

図 自治会別人口分布図

表 自治会別人口表 (令和3年3月末)

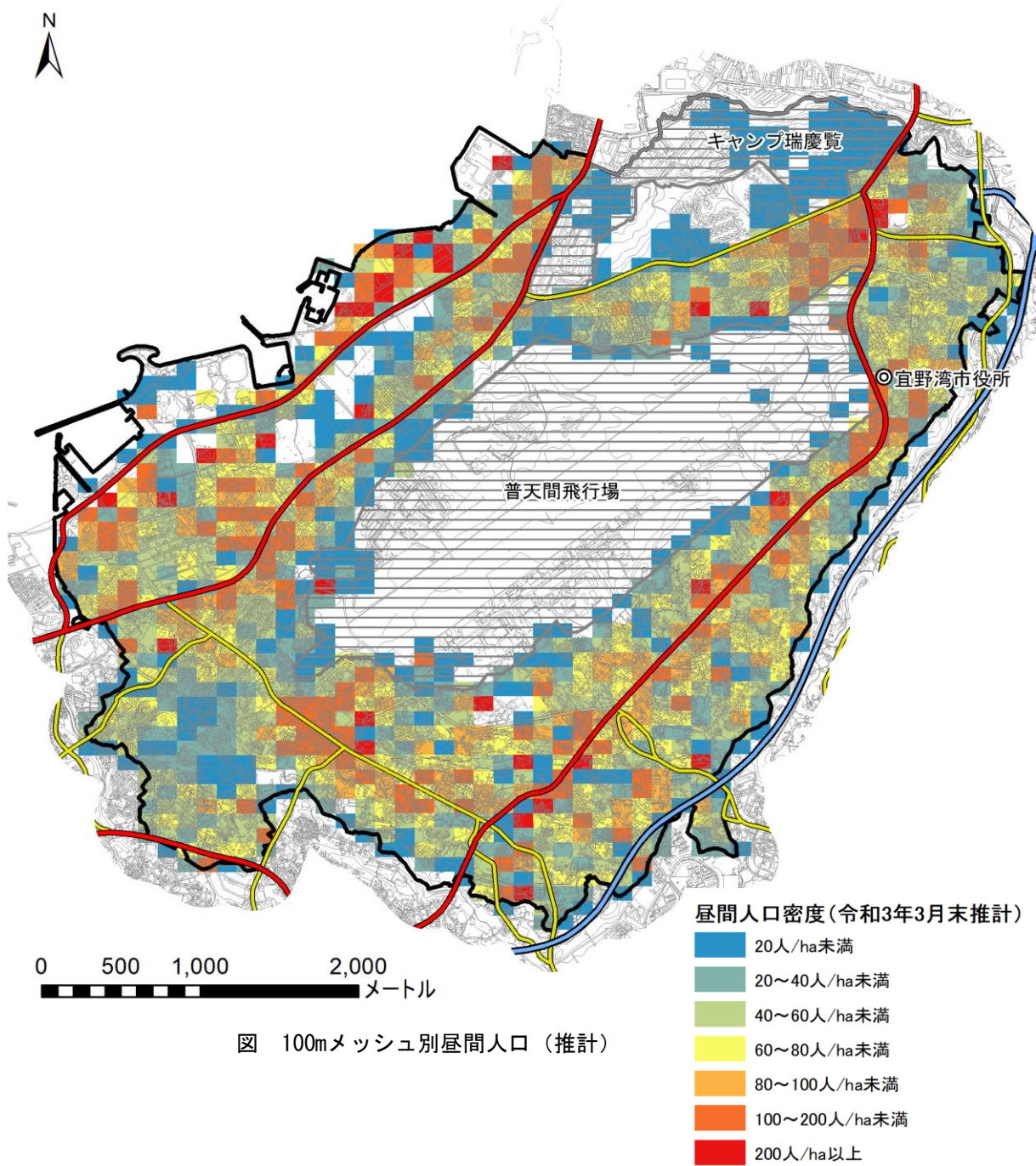
自治会名	人口(人)			世帯数 (世帯)	自治会名	人口(人)			世帯数 (世帯)
	男	女	計			男	女	計	
1. 野嵩1区	2,835	2,984	5,819	2,518	13. 大謝名区	1,532	1,665	3,197	1,521
2. 野嵩2区	410	412	822	419	14. 嘉数区	1,909	1,902	3,811	1,718
3. 野嵩3区	615	602	1,217	582	15. 真栄原区	4,729	5,028	9,757	4,304
4. 普天間1区	499	548	1,047	548	16. 我如古区	4,291	4,277	8,568	4,206
5. 普天間2区	314	316	630	330	17. 長田区	4,963	4,935	9,898	4,576
6. 普天間3区	971	1,022	1,993	993	18. 宜野湾区	3,143	3,168	6,311	3,036
7. 新城区	1,870	2,044	3,914	1,827	19. 愛知区	3,080	3,382	6,462	2,736
8. 喜友名区	1,696	1,852	3,548	1,601	20. 中原区	2,606	2,889	5,495	2,470
9. 伊佐区	1,945	2,175	4,120	2,115	21. 県営大謝名団地	280	390	670	291
10. 大山区	3,642	3,931	7,573	3,443	22. 上大謝名区	815	869	1,684	864
11. 真志喜区	3,694	3,988	7,682	3,275	23. 嘉数ハイツ	705	770	1,475	656
12. 宇地泊区	2,061	2,288	4,349	1,933	合計	48,605	51,437	100,042	45,962





(資料：「自治会別人口を基に作成」)

図 100mメッシュ別人口



（資料：「自治会別人口・経済センサス等を基に作成」）



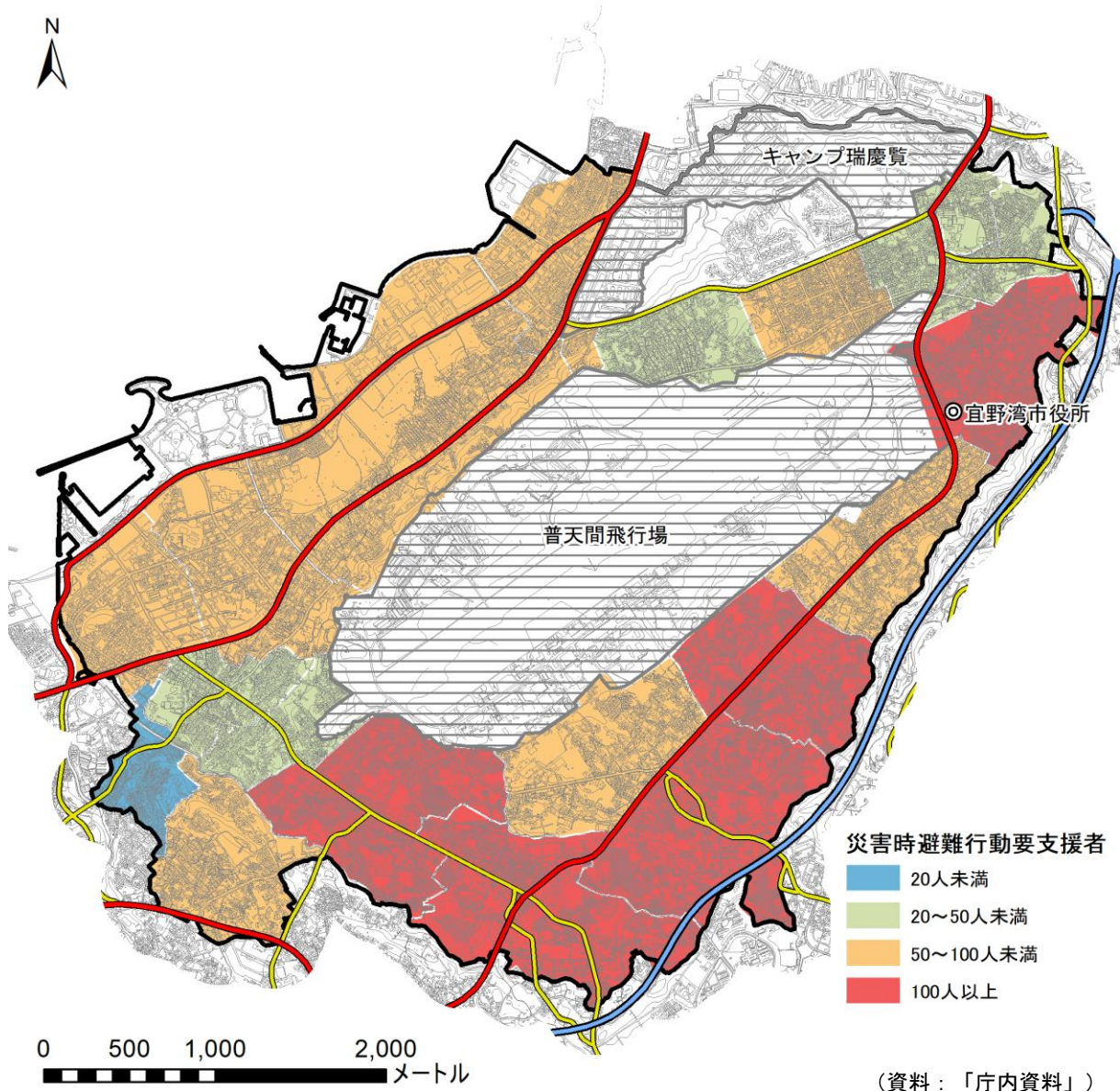


図 自治会別要支援者

### (3) 従業者の状況

常住地及び従業地・通学地による人口動態をみると、本市在住で市外への従業・通学者が23,783人に対し、市外から本市への従業・通学者が18,710人と、従業者等の市外への流出の方が多くなっている。

表 常住地及び従業地・通学地による人口動態

	宜野湾市に常住する 就業者・通学者 (人)	流出		宜野湾市で 従業・通学する者 (人)	流入	
		就業・通学者数 (人)	流出率 (%)		就業・通学者数 (人)	流入率 (%)
従業者	37,853	21,366	56.4%	31,568	14,652	46.4%
通学者	5,280	2,417	45.8%	6,950	4,058	58.4%
計	43,133	23,783	55.1%	38,518	18,710	48.6%

(資料：「平成27年国勢調査」)

また、地区別の従業者をみると、国道58号沿道の西側臨海部で多くなっている。

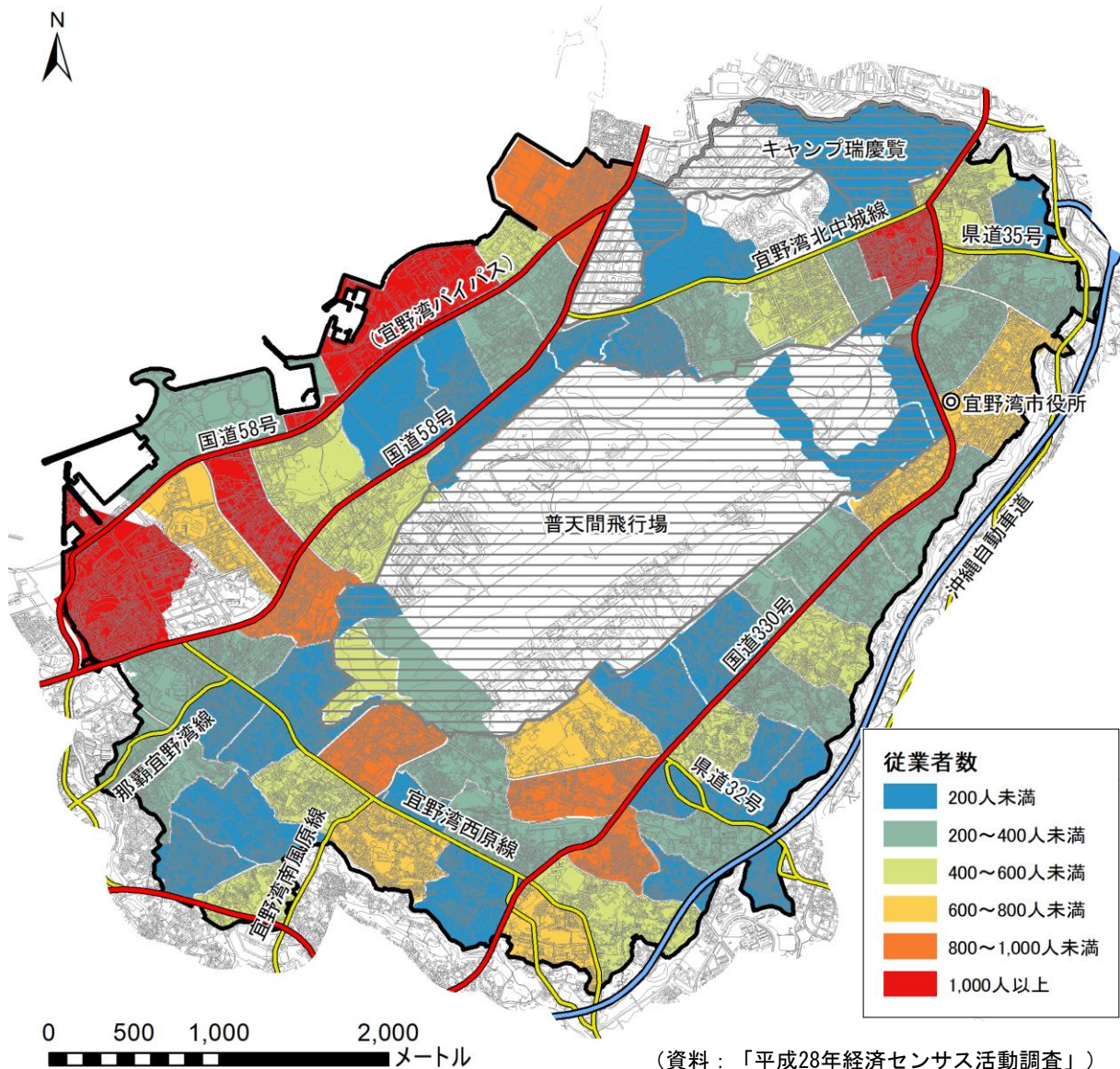


図 地区別従業員数

## 2-1-3 土地利用・建物用途現況

### (1) 土地利用

本市の区域区分で、市街化区域の面積は1,401.2haであり、用途地域の指定面積としては、第1種低層住居専用地域が最も大きく（区域の約28%）、次いで第1種中高層住居専用地域（同約25%）、第1種住居地域（同約12%）と住居系用途地域の割合が高くなっている。

市街化調整区域は、市全体の29.2%を占めており、そのほとんどが米軍基地（普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧）として利用されている。

表 区域区分、用途地域の状況

区分		面積 (ha)	用途地域 構成比 (%)	構成比 (%)
市街化区域	第1種低層住居専用地域	393.2	28.1%	19.9%
	第1種中高層住居専用地域	351.2	25.1%	17.7%
	第2種中高層住居専用地域	115.9	8.3%	5.9%
	第1種住居地域	168.4	12.0%	8.5%
	第2種住居地域	30.2	2.2%	1.5%
	準住居地域	65.9	4.7%	3.3%
	近隣商業地域	130.1	9.3%	6.6%
	商業地域	65.3	4.7%	3.3%
	準工業地域	81.0	5.8%	4.1%
	計	1,401.2	100.0%	70.8%
市街化調整区域		578.8		29.2%
合計		1,980.0		100.0%

(資料：「市資料」)



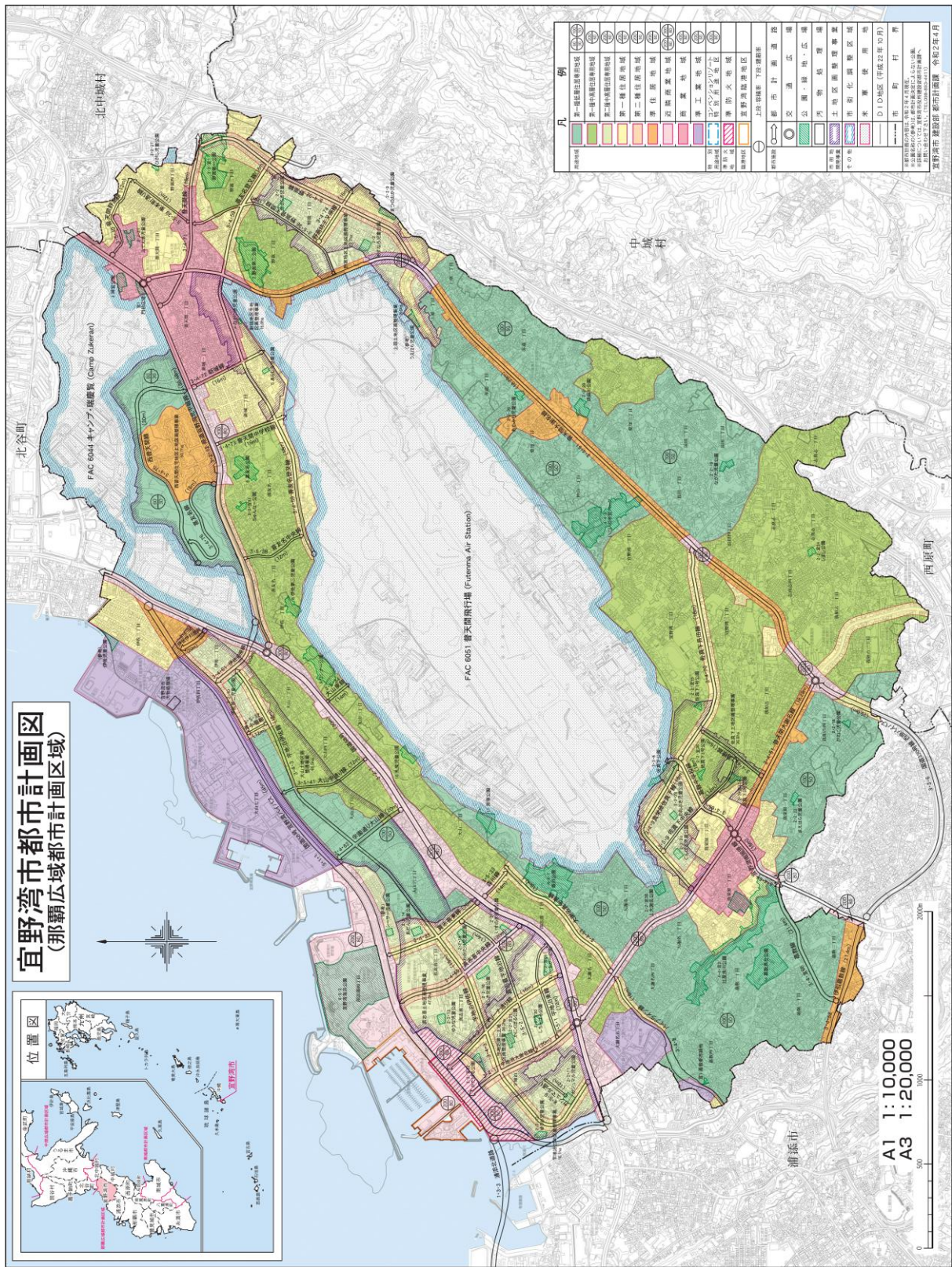
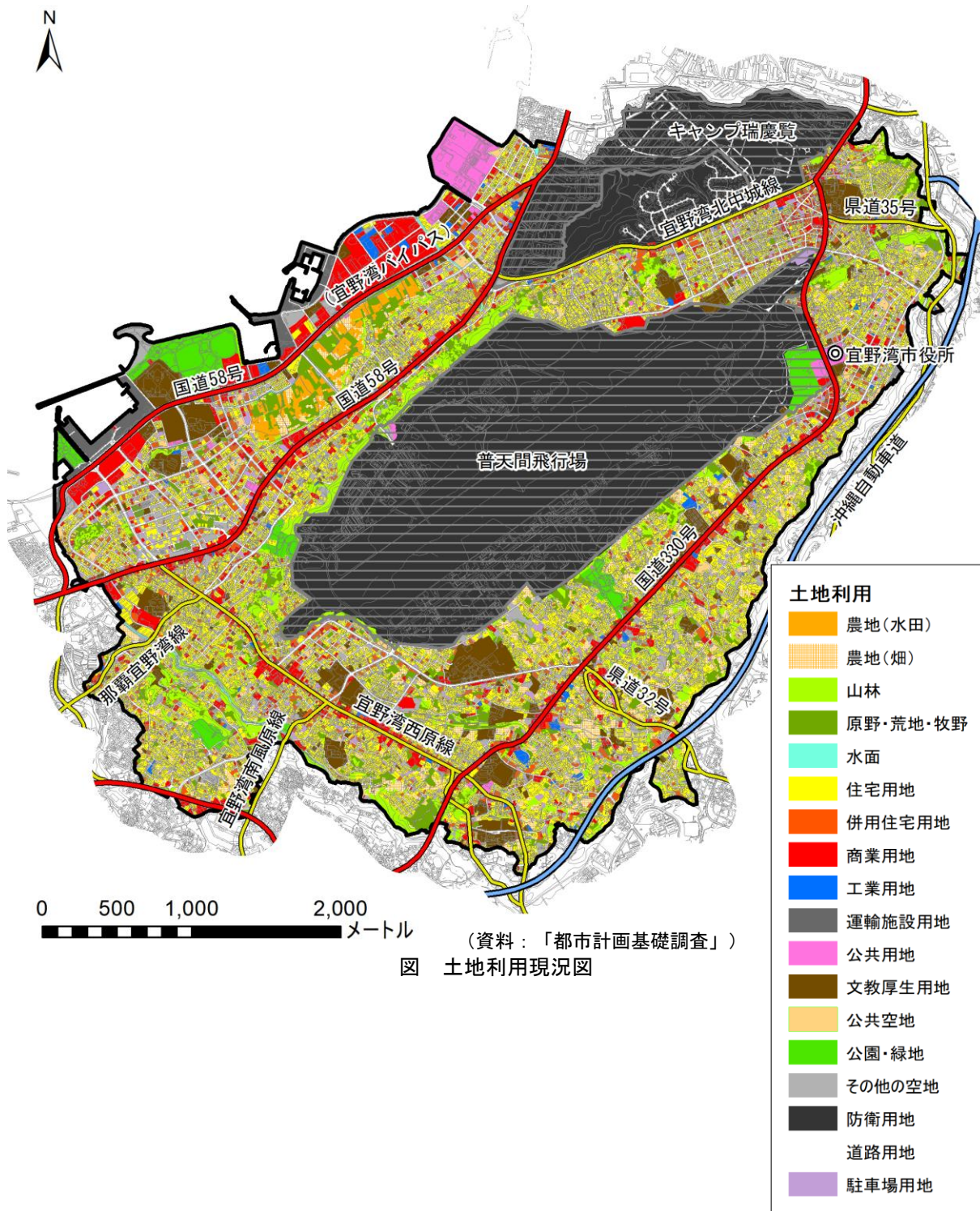


図 都市計画による指定状況 (資料:「宜野湾市都市計画図」)





## (2) 建物現況

普天間飛行場を囲むように住宅が立地し、商業系建物については主要な道路沿道に集積している。特に、宜野湾バイパス沿道では、沖縄コンベンションセンターをはじめ、大規模商業施設等が集積している。

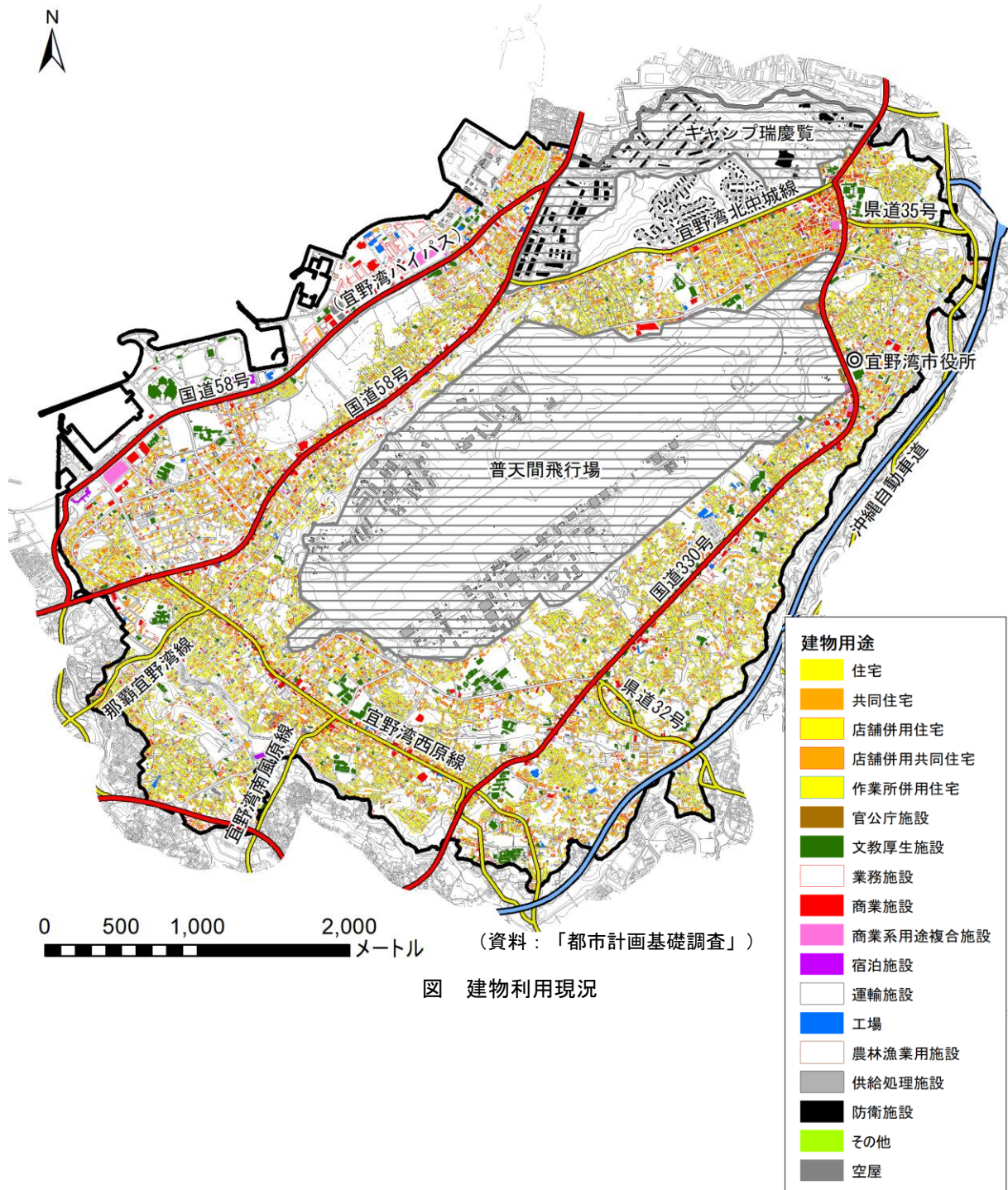


図 建物利用現況



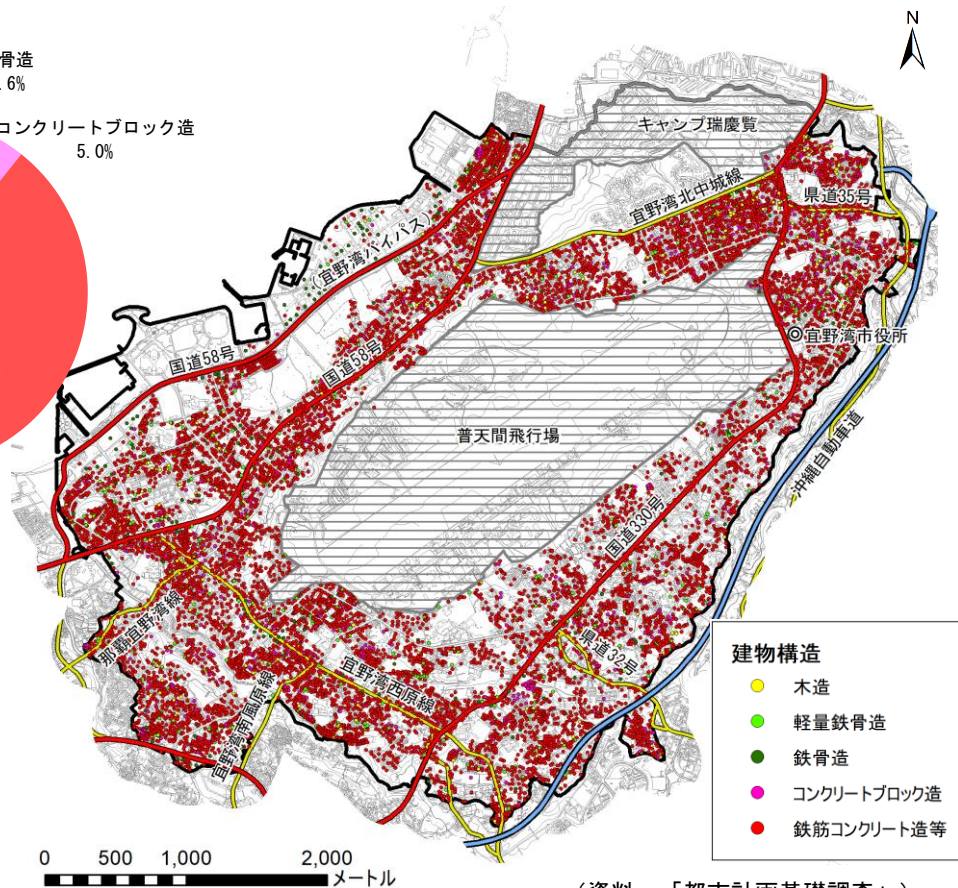
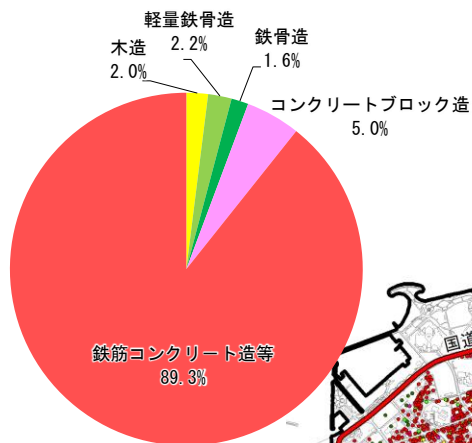


図 建物構造現況

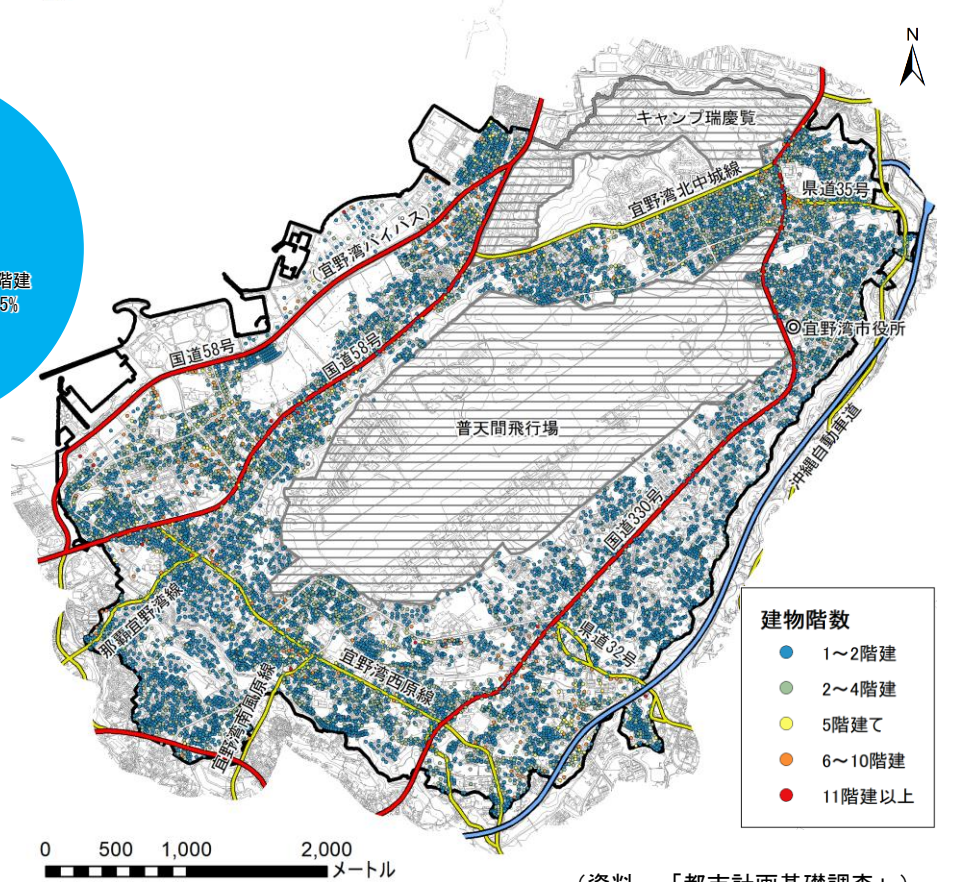
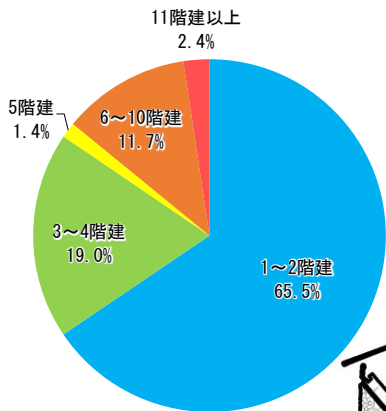


図 建物階数現況

## 2-1-4 交通体系

本市の主要な道路は、市内中央部にある普天間飛行場を取り囲むように国道58号、国道330号、宜野湾北中城線（県道81号）、宜野湾西原線（県道34号）が通り、さらに沖縄自動車道の北中城インターチェンジ、西原インターチェンジへもアクセスが容易な沖縄本島の中部及び北部を結ぶ交通上の重要な役割を担っている。

国道58号は、沖縄本島を南北に縦断する広域幹線道路であり、本市においては、普天間飛行場の西側を北に隣接する北谷町から南へ通り、南に隣接する浦添市を結んでいる。また、西海岸部を宜野湾バイパスが通り、沖縄西海岸道路の一部を形成している。

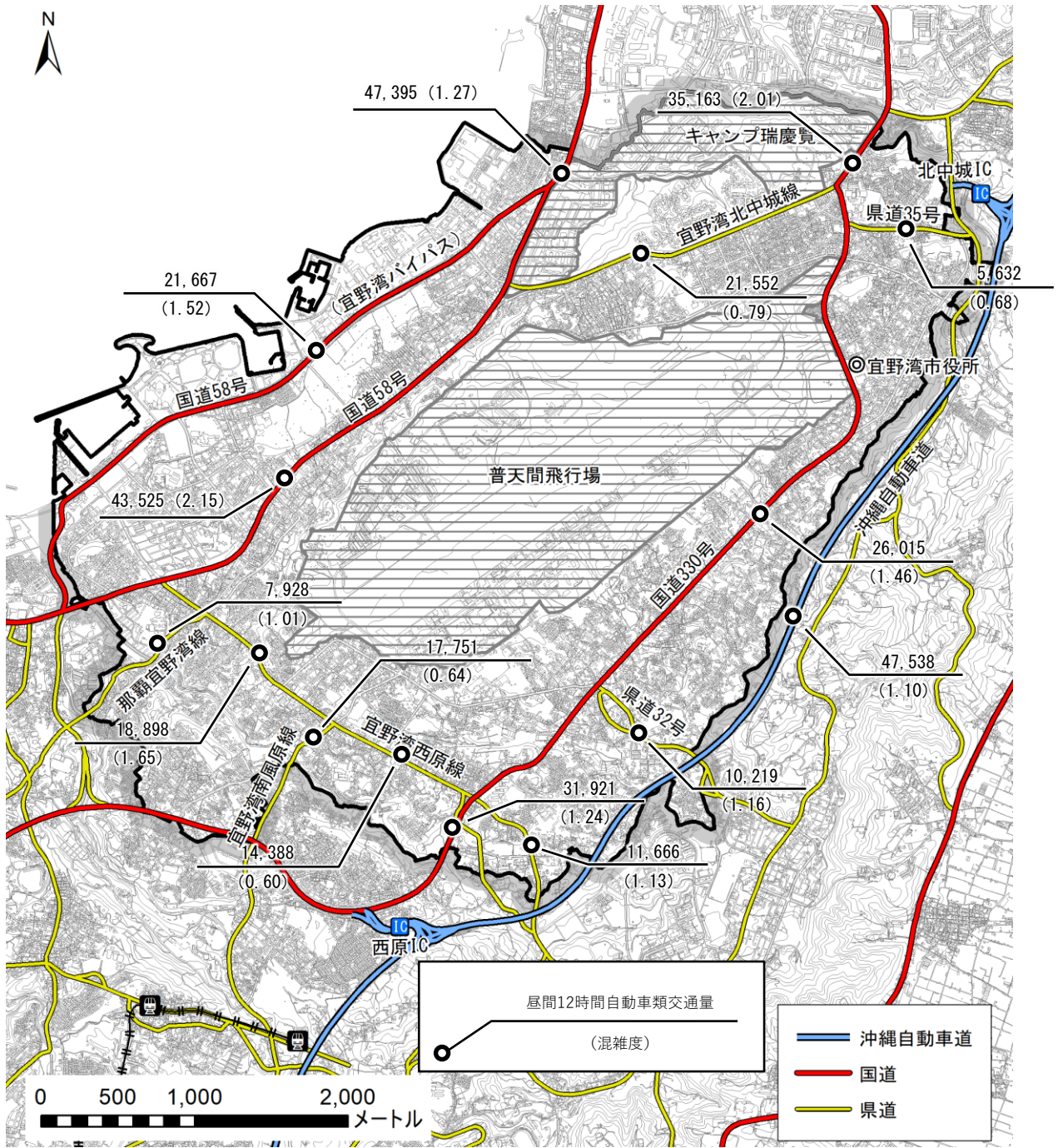
国道330号は、市の東側を南北に縦断する道路であり沖縄市から那覇市を結ぶ広域幹線道路としての役割を担っている。

その他の県道等については、市北部の宜野湾北中城線や南部の宜野湾西原線など、市の中心部にある普天間飛行場を取り囲むように道路網が形成され、そこから放射状に伸びる道路形態となっている。

平成27年道路交通センサスによる平日12時間交通量は、国道58号が4万4千～4万7千台/12hと最も多く混雑度も2.00以上と慢性的な混雑状態となっている。

その他、国道330号（約2万6千～3万5千台/12h）や県道宜野湾北中城線（約2万2千台/12h）、県道宜野湾西原線（約1万2千～1万9千台/12h）、県道宜野湾南風原線（約1万8千台/12h）で自動車交通量が多い状況にある。





(資料: 「平成27年道路交通センサス」)

図 主要道路網図及び交通量

## 2-1-5 災害履歴

### (1) 地震による被害（津波・液状化等）の履歴

本市での津波の履歴としては、これまでに大きな被害をもたらしたものは観測されていないものの、沖縄県では、昭和35年のチリ地震津波により大浦湾の杉平で3メートルを超える津波が観測されたほか、平成23年の東日本大震災で宮古島市で65センチメートル、那覇市で60センチメートル津波が観測されている。また、これまでに液状化は見られない。

表 沖縄県における主な地震被災状況

年 月 日	震 源 地	M	概 要
昭22. 9. 27	与那国島 近海	7. 4	石垣島で死者1人、コンクリート栈橋に亀裂、山崩れ、石垣崩壊、屋根瓦の落下あり。 西表島では死者4人、地割れ、落石あり。
昭33. 3. 11	石垣島近海	7. 2	「石垣島北東沖地震」死者2人、負傷者4人、家屋の破損ブロック塀の倒壊、田畑の陥没、護岸や栈橋の亀裂、破損、道路や橋りょうの陥没・決壊などがあつた。
昭35. 5. 23	チリ沖	Mw 9. 5	「チリ地震津波」津波が日本沿岸に24日02時30分頃到達。沖縄では死者3人、負傷者2人、住家全壊20、半壊79、床上浸水672、床下浸水813、橋梁破壊9か所、道路決壊11か所等の被害があつた。 沖縄での津波は大浦湾の杉平で最も大きく332cm、那覇港では約50cmであつた。
昭41. 3. 13	与那国島 近海	7. 3	与那国島で死者2人、家屋全壊1、半壊3、石垣崩壊23、道路・水田・壁等に多少の被害。 沖縄と九州西海岸に小津波あり。
昭61. 11. 15	台湾付近	7. 8	津波あり、宮古島30cm、石垣島14cm、那覇14cm
平3. 1～平6. 4	西表島近海	5. 1	「西表島群発地震」西表島西部でブロック塀に亀裂、石垣倒壊、落石などの被害あり。
平 5. 8. 8	マリアナ諸島	8. 0	那覇9cm、宮古島で13cmの津波を観測。
平 7. 7. 30	チリ北部	7. 3	那覇9cm、宮古島で9cmの津波を観測。
平 8. 2. 17	ニューギニア 付近	8. 1	那覇26cm、宮古島26cm、石垣島15cmの津波を観測。
平10. 5. 4	石垣島南方沖	7. 7	那覇3cm、宮古島10cm未満、石垣島10cm未満、与那国島2cmの津波を観測。
平10. 7. 17	ニューギニア 付近	7. 1	那覇4cm、宮古島数cm程度、石垣島数cm程度、与那国島数cm程度、与那国島久部良4cmの津波を観測。
平22. 2. 28	チリ中部 沿岸	Mw 8. 8	那覇24cm、南城市安座真34cm、与那国島8cm、石垣島20cm、宮古島43cm、南大東島8cmの津波を観測。
平23. 3. 11	東北地方 太平洋沖	Mw 9. 0	東日本大震災。那覇60cm、南城市安座真37cm、与那国島14cm、石垣島23cm、宮古島65cm、南大東島19cmの津波を観測。
平25. 2. 6	サンタ クルーズ諸島	Mw 7. 9	南大東島3cm、石垣島6cm、与那国島5cm、宮古島7cmの津波を観測。
平27. 9. 17	チリ中部沿岸	Mw 8. 3	那覇10cm、南城市安座間11cm、石垣島10cm、与那国島4cm、宮古島13cmの津波を観測。

(資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」)

※ M：マグニチュード。地震の規模を表す数値。

※ Mw：モーメントマグニチュード。マグニチュードの一種（計算方法が異なる）。



## (2) その他の浸水被害

本市の浸水被害は、大雨や台風による床上・床下浸水等の被害が確認されており、国道58号周辺や市南部等で発生している。

表 近年の水害（内水）の発生状況

番号	年	主な被害	備考
— (位置不明)	H23. 2. 4	床上浸水 7 戸 床下浸水 5 戸	大雨*宇地泊川増水し、大きな岩が崩れる
①	H23. 8. 5	床下浸水 2 戸	台風9号 (8/5~8/6)
②	H24. 9. 15	床上浸水 1 戸 床下浸水 4 戸	台風16号 (9/15~9/16)
③	H26. 7. 7	床上浸水 2 戸 床下浸水 3 戸	台風8号 (7/7~7/8)
④	H26. 7. 20	床下浸水 1 戸	大雨 (道路冠水)
⑤	H26. 10. 11	床下浸水 3 戸	台風19号 (10/11~10/12)
⑥	H27. 7. 20	床下浸水 2 戸	大雨
⑦	H29. 6. 19	床下浸水 3 戸	大雨
⑧	H30. 7. 2	床上浸水 2 戸	台風7号 (7/1~2)
⑨	H30. 9. 29、30	床下浸水 3 戸	台風24号 (9/28~30)
⑩	R1. 5. 8	床下浸水 2 戸	大雨
⑪	R1. 6. 26	床下浸水 2 戸	大雨
⑫	R2. 5. 2	床下浸水 2 戸	大雨
⑬	R2. 5. 6	床下浸水 4 戸	大雨
⑭	R3. 6. 29	床下浸水 1 戸	大雨

(資料：「都市計画基礎調査・庁内資料」)



(資料：「都市計画基礎調査・庁内資料」)

図 浸水被害（内水）位置図

## 2-1-6 主要施設

本市の沿岸部の主要な施設は、国道58号と宜野湾バイパスに囲まれた南部の土地区画整理地内や沿岸部の大山地区や伊佐地区などに集積している。

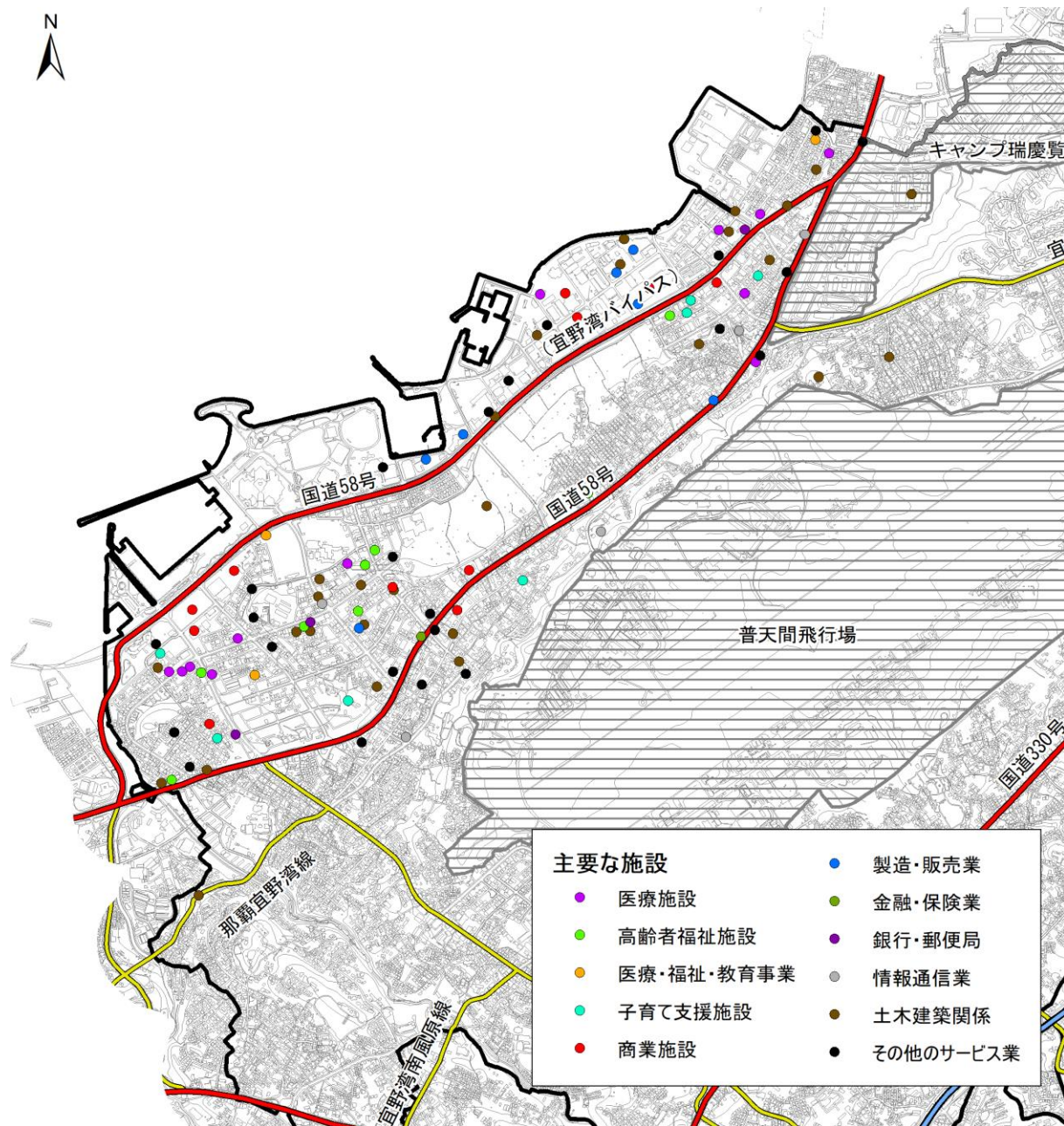


図 主要施設分布図 (資料:「市提供資料等より抽出」)



## 2-1-7 関係公共施設

公共施設は、市全域に分布しており、西海岸部では沖縄コンベンションセンターをはじめ小学校や高等学校などの主要な施設も立地している。

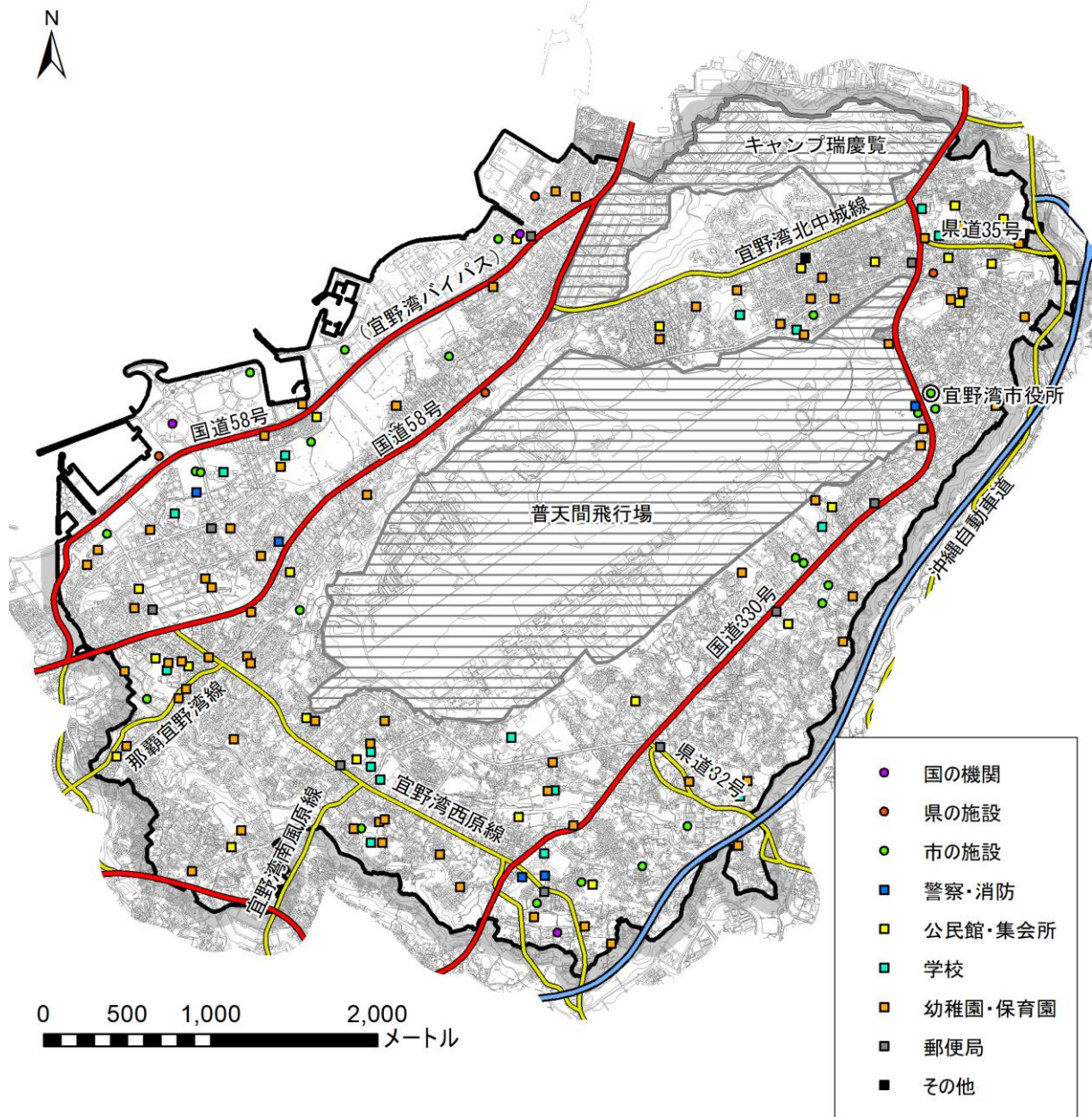


図 関係公共施設分布図 (資料：「市提供資料(電話帳)」)

## 2-2 津波避難対策等の現状の整理

### 2-2-1 避難関連施設

#### (1) 指定緊急避難場所

本市では、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するための場所として、市全域に「緊急避難場所」を37箇所指定している。

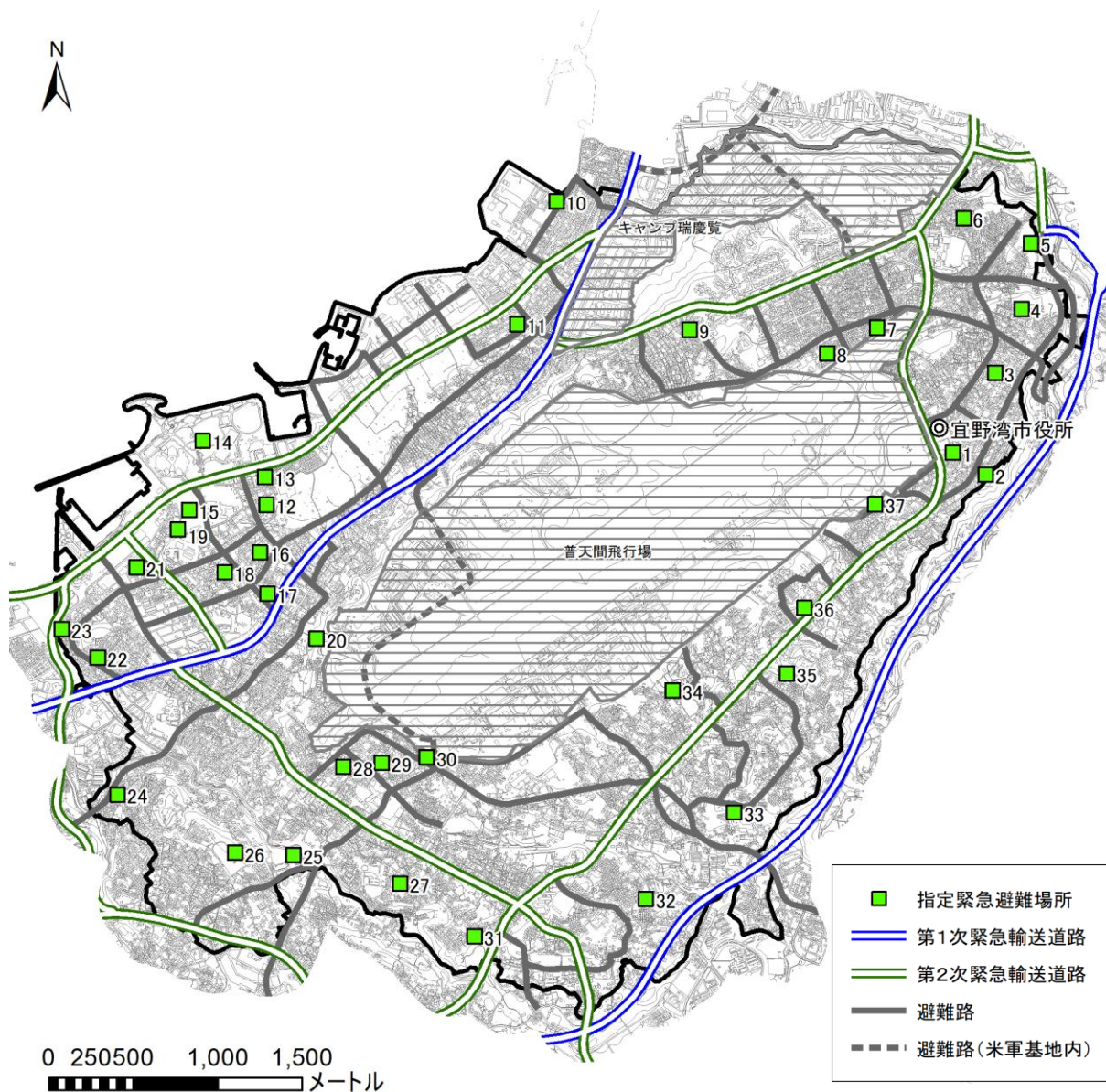


図 指定緊急避難場所の分布



表 指定緊急避難場所一覧

	施設名称	所在地	津波 災害	高潮 災害	土砂 災害	地震 災害
1	あすなろ児童公園	野嵩1-12-1	○	○	○	○
2	まつのおか児童公園	野嵩1-6-1	○	○	○	○
3	きさらぎ児童公園	野嵩1-43	○	○	○	○
4	のだけ公園	野嵩3-15-45	○	○	○	○
5	ひがし児童公園	野嵩4-23-17	○	○	○	○
6	ふてんま公園	普天間1-22-22	○	○	○	○
7	ながつき児童公園	新城1-1-16	○	○	○	○
8	あらしろ児童公園	新城2-5-1	○	○	○	○
9	ちゅんな一公園	喜友名1-29-1	○	○	○	○
10	伊佐児童公園	伊佐3-12-2	×	×	○	○
11	伊佐第二児童公園	伊佐2-21-2	×	○	○	○
12	あだん児童公園	大山6-26-1	×	○	○	○
13	シーサー児童公園	大山6-44-8	×	×	○	○
14	宜野湾海浜公園	真志喜4-2-1	×	×	○	○
15	市立グラウンド	真志喜3-25-1	×	×	○	○
16	わかたけ児童公園	真志喜2-10-1	○	○	○	○
17	いすのき児童公園	真志喜2-4-1	○	○	○	○
18	ましき児童公園	真志喜3-12-1	○	○	○	○
19	ゆうな児童公園	真志喜3-23-1	×	○	○	○
20	森川公園	真志喜1-24-1	○	○	○	○
21	かたばる公園	宇地泊751-11	×	○	○	○
22	ガジュマル児童公園	宇地泊471	○	○	○	○
23	ゆうひ児童公園	宇地泊598	×	×	○	○
24	青空公園	嘉数4-617-2	○	○	○	○
25	比屋良川公園	嘉数4-824-1	○	○	○	○
26	嘉数高台公園	嘉数1-5	○	○	○	○
27	まえはら児童公園	真栄原1-15-18	○	○	○	○
28	ぐんばる公園	真栄原3-11-1	○	○	○	○
29	おおぶき公園	真栄原3-24-8	○	○	○	○
30	佐真下公園	真栄原3-38	○	○	○	○
31	がねこ児童公園	我如古4-15-40	○	○	○	○
32	しまし公園	志真志3-16-3	○	○	○	○
33	ながた児童公園	長田3-27	○	○	○	○
34	いこいの市民パーク	宜野湾1-14-24	○	○	○	○
35	まつぼっくり公園	愛知2-5	○	○	○	○
36	あかみち公園	赤道1-5-14	○	○	○	○
37	うえはら児童公園	上原1-22-8	○	○	○	○

(資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」)

## (2) 指定避難所及び福祉避難所

本市では、災害時の避難に備えて「指定避難所」を56箇所指定している。

また、要配慮者への対応として、要配慮者を滞在させることができる機能を備えた「福祉避難所」を13箇所指定している。

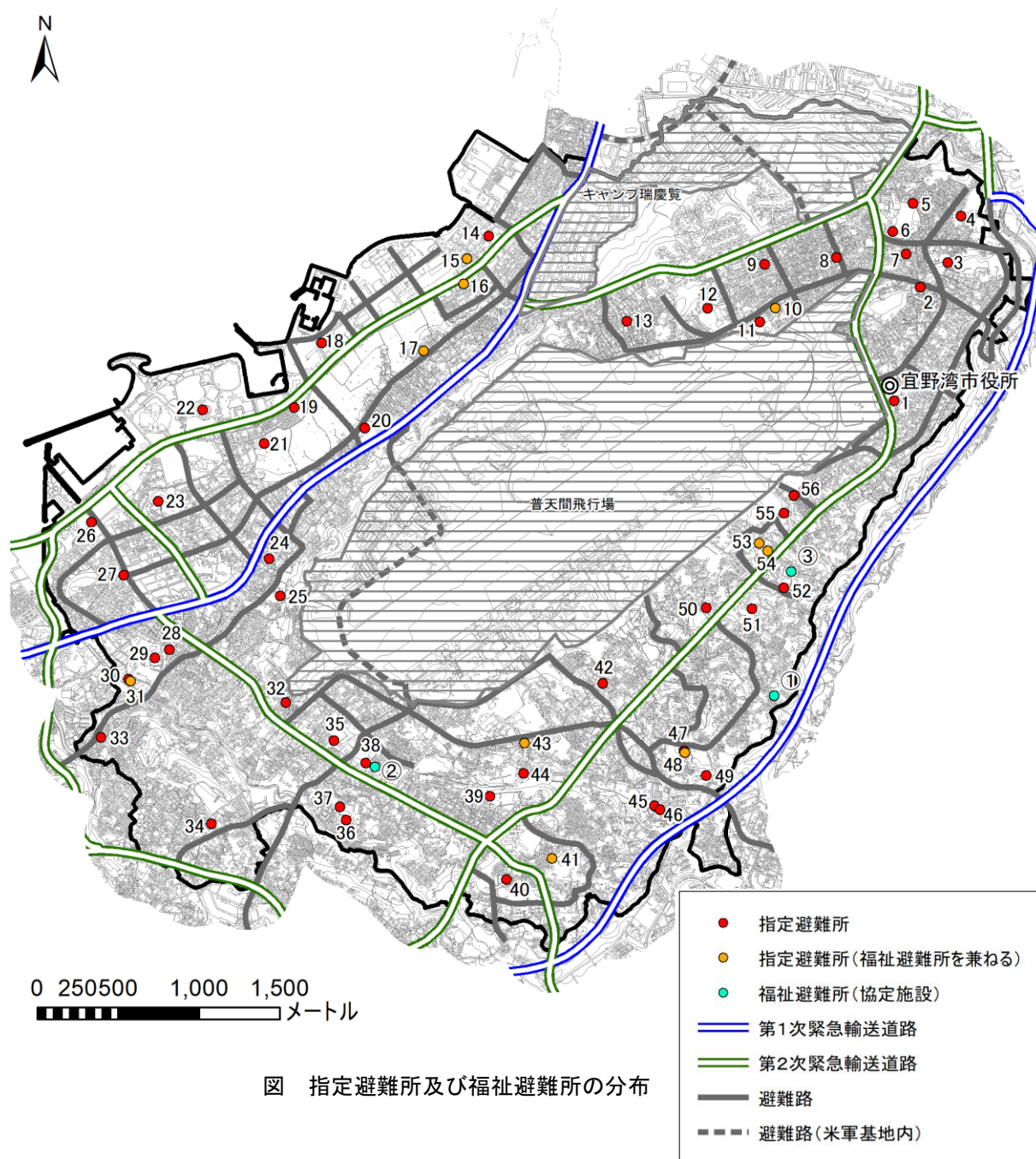


図 指定避難所及び福祉避難所の分布

表 指定避難所一覧

	施設名称	所在地	電話番号	津波 災害	高潮 災害	土砂 災害	地震 災害
	1 宜野湾市民会館	野嵩1-1-2	893-4433	○	○	○	○
	2 野嵩一区公民館	野嵩2-21-2	892-2252	○	○	○	○
	3 野嵩二区公民館	野嵩3-16-2	892-3863	○	○	○	×
	4 野嵩三区公民館	野嵩4-18-1	892-6100	○	○	○	×
	5 普天間一区公民館	普天間1-19-1	892-2045	○	○	○	○
	6 普天間小学校	普天間1-10-1	892-3359	○	○	○	○
	7 普天間二区公民館	普天間1-4-1	892-2796	○	○	○	×
	8 普天間三区公民館	普天間2-10-1	892-2327	○	○	○	×
	9 新城区公民館	新城2-29-1	892-2528	○	○	○	×
☆	10 新城児童センター	新城2-4-11	892-8888	○	○	○	○
	11 普天間第二小学校	新城2-8-19	892-2424	○	○	○	○
	12 普天間中学校	新城2-41-1	892-3328	○	○	○	○
	13 喜友名区公民館	喜友名2-16-7	892-3649	○	○	○	○
	14 伊佐区公民館	伊佐4-1-11	898-2944	×	×	○	○
☆	15 伊利原老人福祉センター	伊佐4-3-17	890-7131	×	×	○	○
☆	16 うなばら保育所	大山3-30-1	898-6337	×	○	○	○
☆	17 大山児童センター	大山4-14-3	890-0015	×	○	○	○
	18 マリン支援センター	大山7-10-27	942-2200	×	×	○	○
	19 大山区公民館	大山6-34-1	897-3303	×	×	○	○
	20 大山小学校	大山5-16-1	897-2174	×	○	○	○
	21 はごろも小学校	大山6-23-1	942-2040	×	×	○	○
	22 宜野湾市立体育館	真志喜4-2-1	897-2751	×	×	○	○
	23 真志喜中学校	真志喜3-19-1	897-3651	×	○	○	○
	24 真志喜区公民館	真志喜1-4-10	897-3765	○	○	○	○
	25 市立博物館	真志喜1-25-1	870-9317	○	○	×	○
	26 ベイサイド情報センター	宇地泊558-18	942-8415	×	×	○	○
	27 宇地泊区公民館	宇地泊242	897-4048	×	○	○	○
	28 大謝名区公民館	大謝名5-10-1	897-2900	○	○	○	○
	29 大謝名小学校	大謝名5-12-1	897-2100	×	○	○	○
	30 大謝名団地公民館	大謝名5-23-1	897-3010	×	○	○	○
☆	31 大謝名児童センター	大謝名5-25-13	897-4117	×	○	○	○
	32 上大謝名公民館	大謝名2-26-7	897-2043	○	○	○	○
	33 嘉数ハイツ公民館	嘉数4-24-11	898-4599	○	○	○	○
	34 嘉数区公民館	嘉数3-2-22	897-7561	○	○	○	○
	35 真栄原区公民館	真栄原3-5-13	898-2326	○	○	○	×
	36 嘉数小学校	真栄原1-13-1	898-2630	○	○	○	○
	37 保健相談センター	真栄原1-13-15	898-5583	○	○	○	○
	38 嘉数中学校	我如古423	898-2642	○	○	○	○
	39 我如古区公民館	我如古1-36-12	898-6304	○	○	○	○
	40 市民図書館	我如古3-4-10	897-4646	○	○	○	○

	施設名称	所在地	電話番号	津波 災害	高潮 災害	土砂 災害	地震 災害
☆	41 我如古児童センター	我如古2-5-1	897-6767	○	○	○	○
	42 宜野湾区公民館	宜野湾1-22-24	892-3206	○	○	○	×
☆	43 宜野湾保育所	宜野湾3-13-10	892-5365	○	○	○	○
	44 志真志小学校	宜野湾3-5-1	892-1502	○	○	○	○
	45 人材育成交流センター	志真志1-15-22	896-1215	○	○	○	○
	46 男女共同参画支援センター	志真志1-15-22-2	896-1616	○	○	○	○
	47 長田区公民館	長田3-28-1	892-3321	○	○	○	○
☆	48 長田児童館	長田3-28-1	892-3330	○	○	○	○
	49 長田小学校	長田3-19-1	892-1177	○	○	○	○
	50 宜野湾小学校	神山1-1-1	892-3006	○	○	○	○
	51 愛知県公民館	愛知2-6-1	892-1766	○	○	○	○
	52 社会福祉センター	赤道2-7-1	892-6525	○	○	○	×
☆	53 赤道老人福祉センター	赤道1-5-17	893-6400	○	○	○	○
☆	54 赤道児童センター	赤道1-5-16	892-3397	○	○	○	○
	55 宜野湾中学校	赤道1-15-1	893-1354	○	○	○	○
	56 中原区公民館	赤道1-18-1	892-5303	○	○	○	×

※☆がついている避難所については、福祉避難所も兼ねている。

(資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」)

表 福祉避難所一覧

	施設名称	所在地	電話番号
☆	- 赤道老人福祉センター	赤道 1-5-17	893-6400
☆	- 新城児童センター	新城 2-4-11	892-8888
☆	- 伊利原老人福祉センター	伊佐 4-3-17	890-7131
☆	- うなばら保育所	大山 3-30-1	898-6337
☆	- 大山児童センター	大山 4-14-3	890-0015
☆	- 大謝名児童センター	大謝名 5-25-13	897-4117
☆	- 我如古児童センター	我如古 2-5-1	897-6767
☆	- 宜野湾保育所	宜野湾 3-13-10	892-1502
☆	- 長田児童館	長田 3-28-1	892-3330
☆	- 赤道児童センター	赤道 1-5-16	892-3397
①	(協定施設) 介護複合施設ふれあい愛知の丘	愛知 3-17-20	892-1201
②	(協定施設) 介護総合施設 ケアビレッジふれあい我如古	我如古 402	917-5288
③	(協定施設) 特別養護老人ホーム 福寿園	赤道 2-7-2	892-1333

※☆がついている避難所については、指定避難所も兼ねている。

(資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」)



### (3) 津波一時避難ビル

本市では、公共施設や民間建築物等で耐震及び耐波性、津波災害時の想定浸水深に対応できる階高が確保された施設について、津波浸水想定区域内及びこれに近接する地域の方々が緊急・一時的に避難する施設として「津波一時避難ビル」を27箇所指定している。

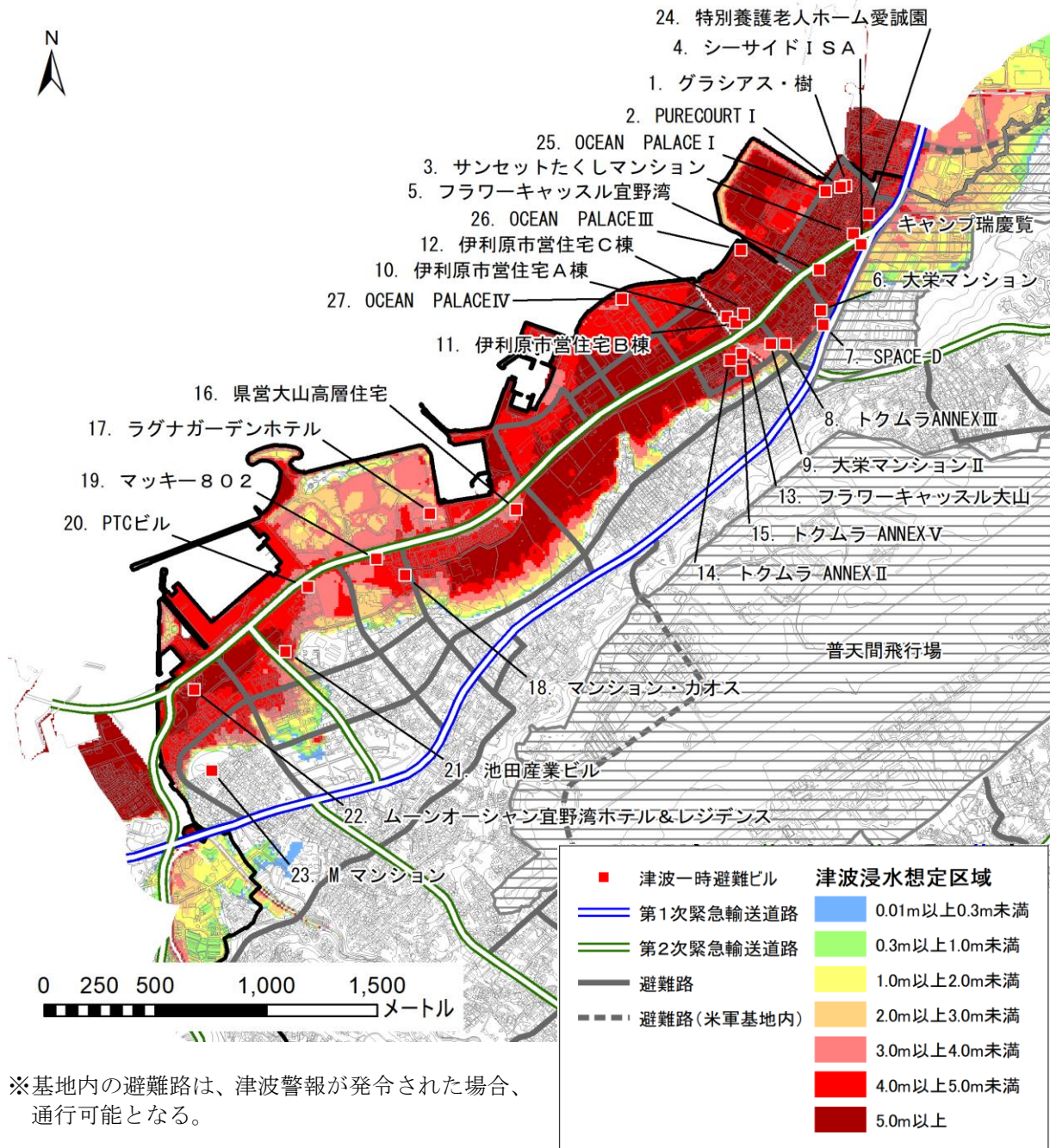


図 津波一時避難ビルの分布

## 2-2-2 防災体制

### (1) 防災備蓄

本市における食糧、飲料水、生活必需物資等の備蓄状況は下表のとおりであり、市役所はじめ防災倉庫のほか、各避難所で備蓄が行われている。

表 備蓄食料台帳（令和4年3月）

保存水	1ケース	ケース数	合計	容量	保存期間	備考
5年保存水	24 本入	46 ケース	1,104 本	552.0 L	～2024年	宜野湾市男女共同参画支援センター ふくふくにて備蓄
10年保存水	24 本入	46 ケース	1,104 本	552.0 L	～2032年	市庁舎 別館倉庫
15年保存水	24 本入	46 ケース	1,104 本	552.0 L	～2036年	市民図書館へ備蓄
15年保存水	24 本入	46 ケース	1,104 本	552.0 L	～2035年	市民図書館へ備蓄
合計		184 ケース	4,416 本	2,208.0 L		

アルファ米	1ケース	ケース数	合計	容量	保存期間	備考
白米	50 食入り	46 ケース	2,300 食	230,000 g	～2023年	市庁舎 別館倉庫
白米	50 食入り	88 ケース	4,400 食	440,000 g	～2024年	宜野湾市男女共同参画支援センター ふくふくにて備蓄
うめがゆ	50 食入り	22 ケース	1,100 食	46,200 g	～2024年	宜野湾市男女共同参画支援センター ふくふくにて備蓄
白米	50 食入り	110 ケース	5,500 食	550,000 g	～2025年	市民図書館へ備蓄
白米	50 食入り	110 ケース	5,500 食	550,000 g	～2026年	市民図書館へ備蓄
五目ごはん	50 食入り	5 ケース	250 食	25,000 g	～2027年	市庁舎 別館階段下倉庫
白米	50 食入り	110 ケース	5,500 食	550,000 g	～2027年	市庁舎 別館倉庫
合計		491 ケース	24,550 食	2,391,200 g		

		嘉数中	真志喜中	普天間中	宜野湾中	大山小	長田小	志真志小	普天間 第二小	宜野湾小	嘉数小	大謝名小	普天間小	市役所	
防災 備蓄 食糧 等	備蓄食(主食)グリーンディケイド50食入	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	16			
	カレーピラフ	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	4			
	五目ごはん	4	4	4	4	4	4	4	3	4					
	わかめごはん	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	4			
	コーンピラフ	4	4	4	4	4	4	4	5	4	5	4			
	トマトリゾット	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	4			
	備蓄食(副食)グリーンディケイド100食入	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	8			
	7年保存水 琉水 (500ml:24本入り)	91	92	92	92										523
	経口飲料(OS1) (500ml用:200袋入り)	2	2	2	2	1	2	1	2	2	2	1			
	非常用圧縮繊維物毛布 10枚入り	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	5
資機 材	防災トイレ (ラップボン本体)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	防災トイレ消耗品セット (50回分)	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	220	
	ラク・ラーム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	ダンビー	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	ハンディーバッテリー	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	ガス発電機	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	
避 難 所 感 染 症 対 策 消 耗 品	ビニール手袋 (Mサイズ) 100枚入り7箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
	ビニール手袋 (Lサイズ) 100枚入り7箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
	非接触型体温計39個 (単4電池78コ必要)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	
	フェイスシールド280枚	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	40	
	薬用ハンドソープ200本	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	30	
	除菌ティッシュ100枚入り (350パック)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	
	アルコールハンドジェル1600本57箱	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	8	
	アルコール消毒液95箱 (コック50コ3ずつ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	14	
	スプレー容器500ml、130本	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	18	
	タオルペーパー200枚入り (350パック)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	50	
	不織布マスク12,000枚 (50枚×240パック)	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	36	
避 難 所 感 染 症 対 策 品	ワンタッチバッテリー	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
	折りたたみ簡易ベッド	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
	段ボールベッド	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
	防雨型コードリール	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	災害多人数用救急箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	遺体収納袋 (10枚/箱)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	

(資料:「市資料」)

## (2) 自主防災組織

宜野湾市地域防災計画では、自主防災組織の育成について以下の方針を定めている。

自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。また、既存の女性団体や青年団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

なお、津波災害においては、津波到達時間が短い場合は、自主防災組織が機能しない可能性が高いため、津波についての知識の普及を図り、予め自主防災組織ができ得る最小限の避難活動を想定しておく。

(資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」)

## (3) 防災訓練

宜野湾市地域防災計画では、津波防災訓練の実施について以下の方針を定めている。

### (1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

### (2) 地域防災計画等の検証

本市や県の地域防災計画等の問題点・課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

### (3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに、想定される災害状況等を踏まえて、①目的、②内容、③方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）を具体化した訓練とする。

### (4) 多様な主体の参加

住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、市及び防災関係機関が連携して、多数の住民や事業者等が参加するように努める。

また、男女のニーズへの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

(資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」)

## (4) 防災教育

宜野湾市地域防災計画では、防災教育の推進について以下の方針を定めている。

### (1) 防災研修会

災害対策関係法令等の説明、実習等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、地震・津波災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

### (2) 防災講習会

受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等の科学的、専門的知識の習得を図る。

### (3) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施する。

### (4) 学校教育、社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティア等の社会教育は、その属性等を考慮してそれぞれ実施し、地震・津波に関する基礎的知識、災害発生の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

また、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の地震・津波防災への理解向上に努める。

さらに、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

### (5) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

なお、防災知識の普及・啓発や各種訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

(資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」)



## (5) 情報収集・伝達

### ①津波からの避難

宜野湾市地域防災計画では、地震・津波からの避難に関わる地震情報、津波警報等の情報収集・伝達について以下の方針を定めている。

- 津波浸水想定区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、津波浸水想定区域及び住家に対して、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。特に、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者等と連携して、防災行政無線施設、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯メール、ワンセグ等様々な伝達手段の多重化・多様化に努める。

- 監視警戒体制等の整備

市は、津波の危険に対し、津波警報・津波注意報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

- 津波警報の伝達要領

市は、あらかじめ定められた方法により、入手した情報を住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して伝達する。

- 近地地震津波に対する自衛処置

また、市長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、宜野湾市消防本部、警察に連絡するとともに、市防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民等に対し、海岸から退避するよう勧告・指示する。

（資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」）

### ②被害状況等の収集・伝達

宜野湾市地域防災計画では、災害状況等に関わる情報収集・伝達について以下の方針を定めている。

大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白期間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施する。また、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定する。

（資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」）

## 2-2-3 協定関連

宜野湾市では、民間団体等との災害時における協力協定を締結している。

締結日	締結件名	締結先	内容
平成10年 5月14日	災害支援協力に関する覚書	宜野湾郵便局ほか市内9局 ※民営化に伴い締結先等一部変更。	施設及び用地の避難・物資集積場所の提供、その他支援協力できる事項
平成10年 5月14日	災害支援協力に関する覚書	郵便事業株式会社宜野湾支店 ※民営化に伴い締結先等一部変更。	被災住民の避難先及び被災状況等の情報提供、臨時郵便差出箱の設置。
平成15年 1月7日	緊急情報放送に関する協定書 【締結担当課:秘書広報課】	(株)エフエム二十一	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、FM放送を通じて被害の軽減を図る。
平成18年 11月22日	放射性同位元素取扱事業所との消防活動に関する覚書 【締結担当課:消防本部】	(株)沖縄環境分析センター	宜野湾市消防本部の管轄内の放射性同位元素取扱事業所で災害等が発生した場合について、通報連絡し、災害を軽減するに必要な事項を定めている。
平成19年 11月14日	大規模事件・事故発生時における施設使用について	宜野湾警察署長	大規模な事件・事故（自然災害を含む）が発生した場合において宜野湾市防災計画第3章第14節に係る死体の一時収容施設として使用。（19区、普天間3区、喜友名、宜野湾自治会。宜野湾市民会館、宜野湾市立体育館。）
平成20年 2月7日	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)サンエー・(株)野嵩商会（ユニオン）	災害等により社会生活や人命に受ける被害が発生した場合において、被災者に速やかに物資の供給を行う。
平成20年 11月4日	災害時における飲料供給に関する協定書	サントリーフーズ沖縄(株)	災害等により社会生活や人命に受ける被害が発生した場合において、被災者に速やかに飲料の供給を行う。
平成20年 11月25日	災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書	浦添宜野湾電気工事業協同組合	災害等により公共施設及び災害活動を実施する場所において、電気機器の設置又は維持等が必要とされる事態が発生した場合に、資機材の提供及び技術者の派遣等の災害支援を行う。
平成23年 9月30日	災害時における飲料供給に関する協定書	沖縄コカ・コーラボトリング(株)	災害等により社会生活や人命に受ける被害が発生した場合において、被災者に速やかに飲料の供給を行う。
平成24年 11月5日	災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りについての現地実施協定	米海兵隊太平洋基地司令官	災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域内への限定された立入りが可能となる。
平成24年 12月21日	災害発生時における宜野湾市と宜野湾市内郵便局の協力に関する協定	宜野湾郵便局長	災害発生時における緊急車両等の提供や避難者リスト情報の相互提供、避難所における臨時郵便差出箱の設置等。

（資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」）

締結日	締結件名	締結先	内容
平成25年 2月19日	宜野湾市と宜野湾市商工会との災害時応急対策支援活動に関する協定	宜野湾市商工会長	災害時における人員の協力や必要物資の調達など応急対策支援活動を行う。
平成25年 2月28日	災害用特設電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話(株)沖縄支店長	災害発生時に避難所において被災者、避難者及び帰宅困難者の通信の確保を行う。
平成25年 6月26日	現地実施協定に基づく普天間飛行場に係る標準運用手順	米国海兵隊普天間飛行場司令官	平成24年11月5日に締結された現地実施協定に基づき、津波警報、大津波警報が発令された場合において、普天間飛行場内への避難が可能となる。
平成26年 3月10日	現地実施協定に基づくキャンプフォスターに係る標準運用手順	米国海兵隊キャンプフォスターレスター司令官	平成24年11月5日に締結された現地実施協定に基づき、津波警報、大津波警報が発令された場合において、キャンプフォスター内への避難が可能となる。
平成26年 11月25日	災害時の情報交換及び応援に関する協定	内閣府沖縄総合事務局長	災害時において相互の各種情報交換、情報連絡員の派遣や応援の要請を行うことができる。
平成27年 3月2日	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会	地震、風水害等大規模な災害が発生した場合に、被災した市民等に対して、LPガスの円滑な供給を図り、市民生活の安定に寄与することを目的とする。
平成27年 10月19日	災害時の放送等伝達に関する協定	(株)FMぎのわん	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、FM放送を利用して、市民へ災害情報を伝達し被害の軽減を図る。
平成28年 9月27日	災害時の放送等伝達に関する協定	デルタ電気工業(株)、ぎのわんシティFM	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、FM放送を利用して、市民へ災害情報を伝達し被害の軽減を図る。
平成28年 11月27日	災害における施設利用及び外国人避難支援に関する協定	(公財) 沖縄国際交流人材育成財団	災害時の外国人に対する多言語化のサポートを行う。
平成29年 9月1日	宜野湾市・浦添市災害時相互応援協定	浦添市	災害時において救援や避難者の受け入れに関するなど相互に応援し協力する。
令和元年 8月29日	5市町村災害時相互応援協定	北谷町、北中城村、中城村、西原町	人（職員、ボランティア）、モノ（食糧、生活必需品、車両）、場所（避難所など）を融通し合い、応急対策及び復旧活動が円滑に遂行を目的。
令和元年 11月21日	災害時における物資の供給に関する協定書	イオン琉球(株)	地震や津波など大規模災害発生時に一時避難場所の提供、食糧や生活必需品の供給を行う。
令和3年 1月26日	現地実施協定に基づく普天間飛行場に係る標準運用手順	米国海兵隊普天間飛行場司令官	平成29年9月1日に締結された現地実施協定に基づき、津波警報、大津波警報が発令された場合において、普天間飛行場内への避難が可能となる。
令和3年 6月2日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(株)ふれあい介護センター	大規模災害時に、福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ等を行う。 ・介護複合施設 ふれあい愛知の丘 ・介護総合施設 ケアビレッジふれあい我如古
令和3年 11月24日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特別養護老人ホーム 福寿園	大規模災害時に、福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ等を行う。

(資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」)

## 2-2-4 災害時要支援者関連

宜野湾市地域防災計画では、要配慮者について以下の方針を定めている。

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、このため、平常時から地域において要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要となる。

特に避難行動要支援者については、事前の避難支援プランを策定するなど配慮するとともに、避難所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

津波災害を想定した場合、迅速な避難行動が求められるが、要配慮者は、避難が遅れることが想定されるため、以下の項目の強化を図る。

- ・ 沿岸地域の要配慮者の把握
- ・ 要配慮者ごとの適切な津波避難方法の確立、周知
- ・ 沿岸地域の自治会、福祉団体、企業等が連携して要配慮者の避難支援を行うネットワークの構築
- ・ 津波避難訓練の実施、評価

(資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」)



## 2-3 市の将来像の整理

### 2-3-1 第4次宜野湾市総合計画

第4次宜野湾市総合計画（令和3年3月）では、『人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち 宜野湾 ～活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指して～』を将来都市像に掲げ、これを実現するために、6つの基本目標を設定している。

防災については、「安全・快適で、持続的発展が可能なまち」を基本目標とし、常日頃から災害に備えるとともに、市民の生命、身体及び財産を守るため、防災体制の強化に努め、安全・安心なまちづくりを推進するとしている。

表 第4次宜野湾市総合計画での防災関連の位置づけ

防災に関連するまちづくりの基本理念（6つの基本目標のうちの1つ）	
<p><b>「安全・快適で、持続的発展が可能なまち」</b></p> <p>宜野湾市地域防災計画に基づき、常日頃から災害に備えるとともに、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防力の強化に努め、安全・安心なまちづくりを目指します。</p>	
<p>現状と課題 (防災関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宜野湾市地域防災計画に基づき備蓄食糧の整備、自主防災組織の育成、津波一時避難ビルの指定、避難体制の充実を図っています。</li> <li>・現状の防災体制では十分とはいえないため、今後も継続的に防災体制の強化を図る必要があります。</li> <li>・高齢社会や疾病構造の変化に伴い、救急件数が年々増加しています。</li> <li>・増加する救急出動に対応するための体制づくりが求められています。</li> <li>・緊急通報システムの利用者は、現在95人となっています。今後も、利用希望者を把握し必要性が認められる申請者に対し、システム導入を行う必要があります。</li> </ul>
<p>施策の展開 (防災関連)</p>	<p><b>「防災体制の強化と避難行動要支援者の避難支援」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宜野湾市地域防災計画に基づき、食糧の備蓄及び避難所の確保等並びに防災体制の充実及び自主防災組織の育成強化に努めます。</li> <li>・要配慮者の同意による避難行動要支援者名簿を整備し、避難所・避難経路等を定めた一人ひとりの個別計画を作成し、避難支援の充実に努めます。</li> </ul> <p><b>「救急体制の拡充と応急手当等の普及・啓発」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い救急体制の整備を進めるため、計画的な救急車両の更新を図ります。また、救急車の適正利用の促進及び応急手当普及員を育成し、円滑な救急活動の実施に向けた市民意識の啓発に努めます。</li> <li>・緊急通報システムについては、高齢者等が安心して暮らしていけるよう、関係機関と連絡を密にし、利用者情報の共有に努めます。</li> </ul>

（資料：「第4次宜野湾市総合計画（令和3年3月）」）

## 2-3-2 宜野湾市都市計画マスタープラン

宜野湾市都市計画マスタープラン（令和3年12月改定）では、安全・安心の基本方針として、「自然災害に強い都市づくり」及び「防災・減災に向けた環境づくり」を明記し、災害に強い都市づくりを目指している。

表 宜野湾市都市計画マスタープランでの防災対策の位置づけ

### ■自然災害に強い都市づくり

#### ▼水害対策の推進

浸水被害が想定されるエリアでは、市民や従業者、観光客等の安全確保のため、浸水リスクを考慮した基盤整備や土地利用の誘導、避難経路の確保等に努めます。また、災害時に安全な場所に円滑に避難できるよう、指定緊急避難場所や民間施設との連携・協働に基づく津波避難ビルの指定を推進するとともに、避難路の指定について検討します。

#### ▼地震・火災対策の推進

地震に備えた都市づくりに向けて、既存建築物の耐震診断や耐震改修、不燃化等の促進に向けて、市として必要な支援を検討します。

また、倒壊の危険性があるブロック塀については、倒壊による人的被害や緊急車両の通行阻害などの未然防止を図るため、撤去や改修を促進します。

#### ▼土砂災害対策の推進

本市には、急傾斜地の崩壊や地すべりの危険性がある土砂災害警戒区域が指定されています。土砂災害から市民の生命と財産を保全するため、指定箇所における災害情報の周知・伝達や警戒避難体制の整備、必要に応じて指定箇所以外での居住誘導について検討するなど、ソフト対策の強化を図るとともに、新規指定に向けた県への要望活動に取り組みます。

### ■防災・減災に向けた環境づくり

#### ▼防災拠点の適正配置と機能強化

指定避難場所となっている主要公共施設では、施設の耐震化や不燃化等、建築物の耐性強化を進めるとともに、避難者の健康を守るために必要となる備蓄の確保など、その機能強化に努めます。津波浸水想定区域を除く市内の小中学校では、指定避難場所の物資供給の拠点として災害にも対応した備蓄倉庫の整備を推進します。

#### ▼避難路の確保

災害時において、市民や就業者、観光客が、指定緊急避難場所や指定避難所まで円滑に避難できるよう、避難路となる生活道路の適正な維持管理とネットワークの確保に努めます。

#### ▼ハザード情報の整備と積極的な周知

地震・津波・高潮・土砂災害など、本市で想定される自然災害に対するハザード情報については、災害リスクをわかりやすく示したハザードマップの作成やハザード情報のデジタル化を推進し、市民や事業者、観光客に対する積極的な周知に取り組みます。

ハザード情報については、国・県などの最新のシミュレーション結果等を活用しながら、定期的な更新に努めます。ハザードマップが作成されていない普天間川や宇地泊川についても、河川管理者である県と連携しながら、ハザードマップの整備に努めます。また、津波監視カメラの設置などハザード情報を広く周知するための取組みを推進します。

#### ▼自助・共助・公助の推進

「自助（自分の身は自分で守る）」、「共助（共に助け合う）」、「公助（行政が必要な支援を行う）」の考え方に基づいて、市民や事業者、行政がそれぞれの立場に応じた防災・復旧活動を主体的に実践できるよう、自主防災組織の設立・育成など、防災意識の醸成に向けた情報発信や支援に取り組みます。

（資料：「宜野湾市都市計画マスタープラン（令和3年12月改定）」）

## 2-3-3 宜野湾市地域防災計画

宜野湾市地域防災計画では、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめる防災対策の考え方を示している。

表 宜野湾市地域防災計画での地震・津波災害予防対策の位置づけ（抜粋）

地震・津波災害予防計画	地震・津波に強いまちづくり (津波関連)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に立地する施設に対する被害軽減、そこに従事する者等の安全確保の観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた緊急避難場所・避難所の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組みを進める。</li> <li>・徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</li> <li>・浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した緊急避難場所の計画的整備、民間施設の活用による緊急避難場所の確保及び建築物や公共施設の耐浪化等、津波に強いまちの形成を図る。</li> </ul>
	地震・津波に強い人づくり (津波関連)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、市及び防災関係機関が連携して、多数の住民や事業者等が参加するように努める。また、男女のニーズへの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。</li> </ul>
	地震・津波災害応急対策活動の準備 (津波関連)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、独自で定める避難指針や、県が策定する津波避難計画策定指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を参考に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定する。</li> <li>・市は、住民等を対象に津波浸水想定区域の周知や津波危険への対処方法、過去の津波災害事例や教訓、津波の特性について繰り返し普及・啓発を行う。</li> <li>・市は、津波浸水想定区域及び住家に対して、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。特に、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。また、関係事業者等と連携して、防災行政無線施設、全国瞬時警報システム（J-アラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯メール、ワンセグ等様々な伝達手段の多重化・多様化に努める。</li> <li>・津波危険予想区域内及びこれに近接する地域の公共施設に津波避難に有効な機能の付加を推進するとともに、民間建築物の活用及び個別住宅等における有効な避難機能の付加について検討する。沿岸地域においてはできるだけ5階建て以上の建物を津波避難ビルとして指定する。これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。</li> </ul>

（資料：「宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）」）



